

環境省による事業

令和4年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO₂化促進事業) のうち

■ 低層ZEH-M(ゼッヂ・マンション)促進事業

公募要領 (一次公募)

令和4年4月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という)」、及びSIIが定める「令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(集合住宅の省C02化促進事業)交付規程(以下「交付規程」という)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に關係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
 - ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力ををお願いしていただくこととします。
 - ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
 - ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
 - ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
 - ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様)。
 - ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう(以下同じ)。
- ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
 - ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することができます(個人・個人事業主を除く)。

INDEX

1章 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1 趣旨	7
1-2 今年度の各省によるZEHに対する支援一覧	9

2章 事業概要

2 事業概要

2-1 事業内容	11
(1) 補助金名	11
(2) 事業規模	11
(3) 補助事業者	11
(4) 補助事業	11
(5) 交付要件	11
(6) 補助対象建築物	13
(7) 申請の単位	13
(8) 補助金額および上限額	13
(9) リース事業者との共同申請について	14
(10) 事業スキーム	14
(11) 公募期間	15
(12) 事業期間	16
(13) 完了実績報告書提出期限	16
(14) 公募説明会	16
2-2 ZEHデベロッパーとは	17
2-3 入居者募集時、不動産物件情報掲載時の表示要件	18
(1) 表示事項	18
(2) 表示対象・方法	18
(3) 報告方法	18
【補足①】本事業に必要な住棟の省エネ性能表示制度(BELS等)の評価書について	19
【補足②】広告媒体へのBELS簡易証使用例、掲載サイズと掲載方法詳細	20
【補足③】複数年度事業について	21
【補足④】分譲集合住宅の「エネルギー使用状況の計測・報告期間」「定期報告(アンケート)の回答期間」について	22
(1) エネルギー使用状況の計測・報告期間	22
(2) 定期報告(アンケート)	23

3章 事業要件

3 事業要件

3-1 補助事業の要件	25
(1) 申請者の区分と留意事項	25
(2) 補助対象建築物	25
(3) 8地域における交付要件	26
(4) 補助対象経費と項目	26
(5) 補助対象となる集合住宅に導入する設備等の要件	27
(6) 追加補助対象となる設備等の要件	29
(7) 水害等災害時の電源確保に配慮し、蓄電システムを導入する住戸への優遇について	35

INDEX

4章 事業の実施

4 事業の実施

4-1	事業スケジュール	37
4-2	公募～交付決定	38
(1)	事業の公募	38
(2)	交付申請	38
(3)	申請実務協力者	38
(4)	審査	38
(5)	採択	38
(6)	交付決定	38
(7)	採択事業の公表	38
4-3	補助事業の開始	39
4-4	中間報告	39
4-5	補助事業の注意事項	39
4-6	省エネルギー性能評価の認証取得	40
4-7	補助事業の完了	40
4-8	報告及び交付額の確定	40
4-9	確定検査(書類審査・現地調査)	40
4-10	補助金の支払い	40
4-11	取得財産の管理等	41
4-12	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	41
4-13	実施状況の報告(定期報告アンケートについて)	42
4-14	「ZEH-M実現に向けた ZEH-M設計ガイドライン作成」のための情報開示	42
4-15	補助事業に係るデータの取り扱い	42
4-16	よくある質問について	42

5章 交付申請の方法

5 交付申請の方法

5-1	申請について	45
(1)	申請の流れ	45
(2)	公募期間	45
5-2	申請書類ファイル体裁	45
5-3	申請書類リスト	46
交付申請書及び添付書類の入力例		47

6章 申請書提出先及び問合せ先

6 申請書提出先及び問合せ先

(1)	提出先	66
(2)	発送の注意事項	66
(3)	申請書エクセルデータ送付先	66
(4)	問合せ先	66

1章 我が国のZEH普及政策と 補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1 趣旨

我が国は、2020年10月26日に「2050年のカーボンニュートラルの実現及び2030年度温室効果ガス46%削減実現を目指し、50%の高みに向けた挑戦を続けること」を宣言しました。

これを受け2021年8月の脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会における「とりまとめ」においては、「2030年以降に新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネ性能の確保を目指すとともに、新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入されていることを目指す」とされ、建築物省エネ法における誘導基準の引上げや、省エネ基準の適合義務化・引上げ等の具体的な対策が示されました。

上記方針は、2021年10月に公表された「地球温暖化対策計画」および「第6次エネルギー基本計画」においても反映されており、脱炭素型ライフスタイルへの転換が進められています。

本事業は、ZEH-M普及促進をより加速させ、2050年カーボンニュートラル実現を目指すことを目的とした低層集合住宅の公募を行うものです。

◆「地球温暖化対策計画」については、環境省のホームページをご確認ください。

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

◆「第6次エネルギー基本計画」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/

<ご参考>集合住宅におけるZEHの定義と目指すべき水準(住棟単位)

		評価基準 ^{注1)}				特記事項
		ゼッヂ・マンション 『ZEH-M』	ゼッヂ・マンション Nearly ZEH-M	ゼッヂ・マンション ZEH-M Ready	ゼッヂ・マンション ZEH-M Oriented	
①住棟または 住宅用途部分 (複合建築物 の場合) ^{注2、 3、4)}	U _A 値が 全住戸で ZEH基準	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め 100%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め 75%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め 50%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減	(住棟の評価方法) ・U _A 値:全ての住戸 ・省エネ率(BEI) 共用部含む住棟全体
	目指すべき 水準 ^{注5)}	・1～3階建において 目指すべき水準		・4～5階建において 目指すべき水準	・6階建以上において 目指すべき水準	(特記事項なし)

<ご参考>集合住宅におけるZEHの定義と目指すべき水準(住戸単位)

		評価基準 ^{注1)}				特記事項
		『ZEH』	Nearly ZEH	ZEH Ready	ZEH Oriented	
②住戸 ^{注2、3、4)}		・強化外皮基準 ^{注2)} ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め 100%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め 75%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め 50%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減	(特記事項なし)

注1) ①住棟または住宅用途部分と②住戸のZEH評価は、独立して行うものとする。

注2) 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、U_A値1・2地域:0.4W/m²K以下、3地域:0.5W/m²K以下、4～7地域:0.6W/m²K以下とする。

注3) 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明(その他の一次エネルギー消費量は除く))、共用部は非住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機(その他の一次エネルギー消費量は除く))とする。

注4) 再生可能エネルギー等によるエネルギー供給量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。(但し、余剰売電分に限る)

注5) ①住棟または住宅用途部分(複合建築物の場合)では、建物高さに応じて、目指すべきZEH-Mの水準を設定している。3階建以下については、同様の高さでの戸建住宅が実態上存在すること等を踏まえ、『ZEH-M』またはNearly ZEH-Mを目指すものとしている。また、4階建以上の集合住宅の中でも、特に高さ20mを超える集合住宅(6階建等)には、建築基準法第56条(隣地斜線制限)や避雷設備設置基準等の対応が求められ、屋上面での再生可能エネルギーの導入に影響する可能性があることから、4階以上5階建以下については、ZEH-M Ready、6階建以上についてはZEH-M Orientedを目指すものとしている。

<注意> 上記は集合住宅におけるZEHの定義であり、本事業の補助要件とは異なる。

本事業では、住宅部分が1層以上3層以下の低層集合住宅で、住棟の評価がNearly ZEH-M以上となる集合住宅を公募する。

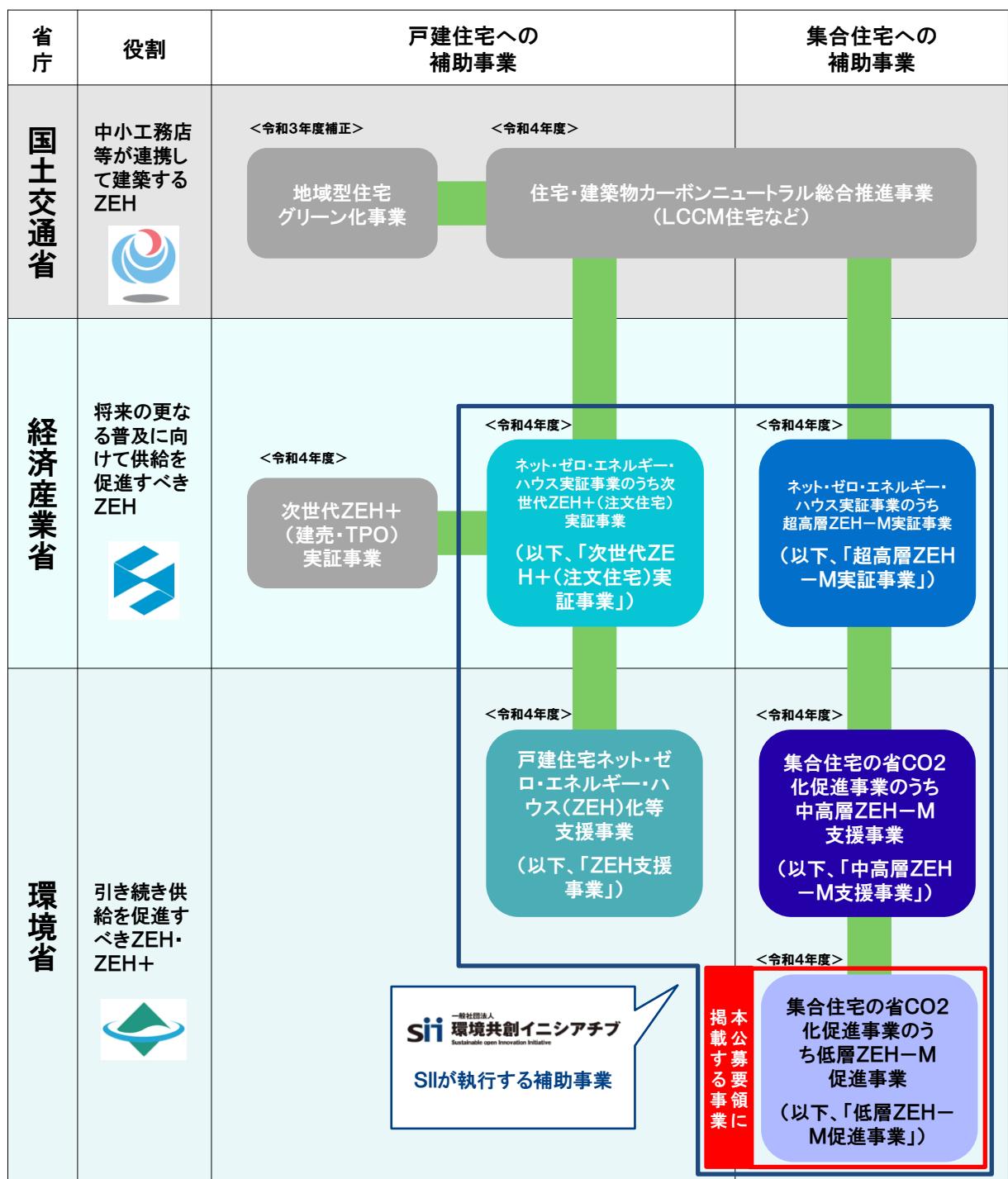
1-2 今年度の各省によるZEHに対する支援一覧

国土交通省、経済産業省、環境省によるZEHに対する支援一覧

国土交通省・経済産業省・環境省は連携して、住宅の省エネ・省CO₂化に取り組み、ZEHのさらなる普及を目指しています。

SIIではこれらのうち、5つの補助事業を執行しています。

:緑色のラインは相互に連携する事業を示す



*「地域型住宅グリーン化事業」、「次世代ZEH+(建売・TPO)実証事業」の事業詳細については当該事業の執行団体に問合せてください。

2章 事業概要

2 事業概要

2-1 事業内容

(1) 補助金名

令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 (集合住宅の省CO₂化促進事業)のうち低層ZEH-M(ゼッチ・マンション)促進事業
 (略称: 令和4年度 低層ZEH-M(ゼッチ・マンション)促進事業(以下、「本事業」という))

(2) 事業規模

事業規模 約12億円(一次公募分)

(3) 補助事業者

補助対象となる事業者(以下、「申請者」という)は、補助対象となる新築集合住宅の建築主、デベロッパー等(所有者)であり、以下①②③のいずれかに該当し、④を満たすもの。

- ① SIIが公募・登録・公表を行うZEHデベロッパー(P17参照)に登録されているもの。
- ② 個人又は宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、ZEHデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主。
- ③ 不動産業を業とする法人で、ZEHデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主であり、本事業(本事業の過去事業にあたる事業を含む)への累積申請戸数が25戸以下であるもの。
- ④ 政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行っていること。
 ※ COOL CHOICE特設サイト(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/join.html>)にて
 「賛同登録」を行うこと。

(4) 補助事業

交付要件を満たす低層集合住宅※にZEH-Mの構成要素となる高性能建材や高性能設備等を導入する事業。

※本事業において低層集合住宅とは、住宅用途部分が1層以上3層以下の集合住宅を指す。

ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。

(5) 交付要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 申請者は、日本国内で事業を営んでいる個人、個人事業主※¹又は法人等であって、低層ZEH-Mの構成要素に必要なシステム・機器を国内の低層集合住宅に導入すること。
- ② ZEH-M設計ガイドライン作成ならびに普及に向けた施策のため、補助対象建築物となるZEH-Mに資する設計情報を開示することについて承諾していること。
- ③ 住宅用途部分が3層以下であること。ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。
- ④ 申請には、SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業(又は係わる事業)であることを必須とする。なお、令和3年度以前にSIIの登録を受けたZEHデベロッパーは、「令和3年度ZEHデベロッパー実績報告書」をZEHデベロッパー実績報告期間内に提出していることが要件となる。
- ⑤ 集合住宅のZEHの定義における住棟の評価がNearly ZEH-M以上を達成すること。(P8参照)
 (再生可能エネルギー等を売電する場合は、余剰売電に限るので注意すること。)
- ⑥ 住棟を構成する複数の住戸のうち、1つ以上の住戸が分譲又は賃貸に供されること。

- ⑦ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号(以下、「建築物省エネ法」という))第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)により、住棟の評価として『ZEH-M』、Nearly ZEH-Mのうちいずれかの省エネルギー性能評価の認証を、本年度の中間報告時までに受けること。(エネルギー計算は「建築物エネルギー消費性能基準等」※2による計算とする)
- ⑧ 交付申請時に示したZEH-Mランクである旨が示された省エネルギー性能評価書の写しを中間報告時に提出すること。(P40 **4 - 6 省エネルギー性能評価の認証取得 参照**)
- ⑨ 建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等)により、全住戸の住戸評価書を中間報告時までに取得すること(ZEHランク不問)。
- ⑩ 補助対象建築物の住宅用途にかかる部分(全住戸および住宅用途にかかる共用部)全てのエネルギー使用状況(エネルギー購入量・創エネルギー量・エネルギー消費量等)を計測・記録・一括報告できること。
- ⑪ 分譲集合住宅においては、住宅専有部ならびに住宅用途にかかる共用部について、計測データを基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有し、要件となるエネルギー使用状況の報告を行うこと。(P22～P23補足④参照)
賃貸集合住宅においては、補助事業者が計測データ等を基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有すること。
- ⑫ 分譲集合住宅においては、補助事業完了ののち「過半の住戸が入居を終えたあの4月1日又は10月1日のうち早い日から2年間、エネルギー使用状況をSIIに提出しなければならない旨」を、住宅専有部の不動産売買契約に付随する重要事項説明書類に明示すると共に、住宅にかかる共用部については、管理組合等に所有権を譲渡する際に締結する不動産売買契約に付隨する重要事項説明書類に「引渡しから2年間、共用部のエネルギー使用状況をSIIに提出しなければならない旨」を明示すること。(P22～P23補足④参照)
賃貸集合住宅においては、補助対象建築物の住宅用途にかかる部分全てのエネルギー使用状況を2年間、補助事業者がSIIに報告すること。(P22～P23補足④参照)
また、賃貸借契約に付隨する重要事項説明書類に「本事業のエネルギー使用状況の報告対象物件である旨」を明示し、入居者の同意を得ること。
- ⑬ 補助対象物件の入居者募集広告等において、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(簡易版)及びZEH-Mマークを原則として明示すること。(P18、P20補足②参照)
- ⑭ 8地域においては「8地域における交付要件」(P26参照)を満たすこと。
- ⑮ 申請者は、補助事業の遂行能力(社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること)を有すること。
- ⑯ 環境省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。
また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合(契約金額100万円未満のものを除く)にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を相手方とすることはできないので注意すること。(https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post_26.html)
その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は対象外とする。

- ※1 個人事業主は、原則、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないとの証明(任意書式)、又は税務署の受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出できること。
- ※2 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令。(平成28年度経済産業省・国土交通省令第1号のこと。)

(6) 補助対象建築物

交付要件を満たす新築低層集合住宅。

(7) 申請の単位

本事業の申請は住棟単位とし、かつ建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等)の住棟評価における評価書ごととする。

(8) 補助金額および上限額

① 補助対象となる集合住宅

対象	補助金額／戸	備考
交付要件を満たした低層集合住宅の各戸	定額 40万円	地域区分・建物規模・評価基準によらず全国一律
内訳		
省エネルギー性能表示(BELS等の取得費用)	5万円	
高性能断熱外皮(断熱材、窓)	15万円	
高性能設備	20万円	

② 追加補助対象となる設備等

補助対象となる設備等の補助額は以下の通り。なお、設備等の要件はP29以降を参照すること。

1) 蓄電システム

補助対象住戸に蓄電システムを導入する場合は、以下i)、ii)、iii)のうち、いずれか低い補助金額を加算する。

- i) 初期実効容量※¹1kWhあたり2万円
- ii) 蓄電システムの補助対象経費の1/3（蓄電システムの工事費は、補助対象外）
- iii) 補助額上限 20万円／戸（住戸ごとに算出）

水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システム(4kWh以上に限る)を導入する住戸への優遇

i)、ii)、iii)のうち、いずれか低い補助金額に4万円／戸を加算する。

なお、この場合の蓄電システムの補助額上限は24万円／戸とする。(P35参照)

※1 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し、補助額を算出する。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとする。

2) CLT

補助対象となる建材・設備を導入する場合は、以下の補助金を上乗せで交付する。

直交集成板(CLT)

1m³あたり10万円(地域区分・建物規模によらず全国一律)

直交集成板(CLT)の補助額上限:1棟あたり1,500万円

3) 地中熱ヒートポンプ・システム

定額90万円／戸(クローズドループ・オープンループによらず一律)

4) PVTシステム

	液体式		空気式
パネル面積	5m ² 以上 8m ² 未満	8m ² 以上	22m ² 以上
補助額	65万円	80万円	90万円

5) 液体集熱式太陽熱利用システム

パネル面積	4m ² 以上 6m ² 未満	6m ² 以上
補助額	12万円	15万円

6) V2H充電設備(充放電設備)

補助対象となる集合住宅にV2H充電設備(充放電設備)を導入する場合は、以下i)、ii)、iii)のうち、いずれか低い補助金額を加算する。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとする。

- i) 見積明細により算出する補助対象経費(設備費※)の1/3
※V2H充電設備(充放電設備)の工事費は、補助対象外
- ii) 「令和4年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」又は「令和2年度第3次補正予算 災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」において公表・登録されているV2H充電設備(充放電設備)の「センター承認本体価格※」の1/3
※各メーカーが定める販売価格とは異なる。
- iii) 補助額上限80万円／台

7) EV充電設備

補助対象となる集合住宅にEV充電設備を導入する場合は、以下i)、ii)、iii)のうち、いずれか低い補助金額を加算する。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとする。

- i) 見積明細により算出する補助対象経費(設備費※)の1/3
※EV充電設備の工事費は、補助対象外
- ii) 「令和3年度補正予算クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」又は「令和3年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)」において公表・登録されているEV充電設備の「センター承認本体価格※」の1/3
※各メーカーが定める販売価格とは異なる。
- iii) 補助額上限80万円／台

③ 補助金額の上限

補助金額の上限 : 3億円

※複数年度事業について事業全体の上限は6億円とする。

(9) リース事業者との共同申請について

① リース事業者との共同申請が可能な申請

補助対象設備のうち蓄電システム、V2H充電設備(充放電設備)、EV充電設備、太陽熱利用温水システムについては、リース契約を認める。

この場合、申請者とリース事業者の共同申請とすること。

② 申請方法について

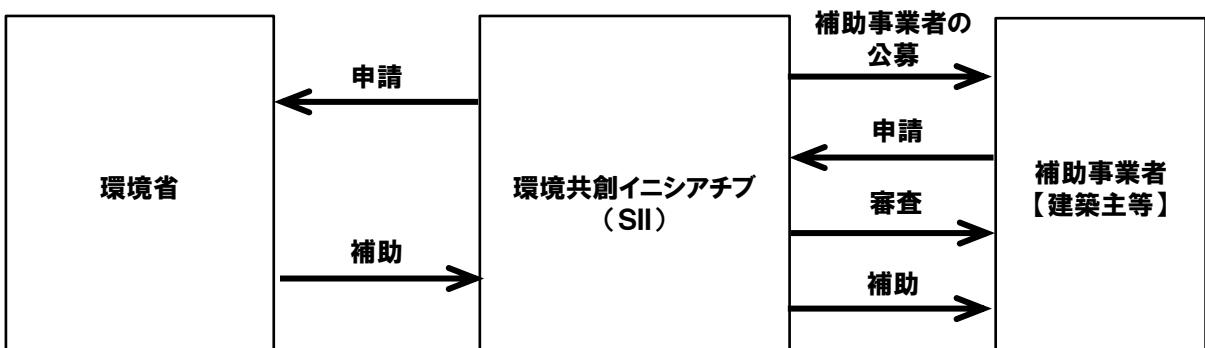
補助対象建築物の建築主とリース事業者による共同申請とすること。

③ 注意事項

- 1) リース料(元金)は、補助金相当分が減額されていること。
- 2) リース期間は、原則法定耐用年数以上とすること。

(10) 事業スキーム

本事業の運営は以下のスキームによる。



(11) 公募期間

1) 公募期間

一次公募：2022年 5月 13日(金) ~ 2022年 9月 9日(金) 17時SII必着

二次公募：2022年 10月 3日(月) ~ 2022年 12月 9日(金) 17時SII必着

※ 締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合があるため、余裕を持って申請すること。
なお、公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しないので、注意すること。

※ 公募初日に申請金額の合計が予算に達した場合は、不備・不足のない申請書類を対象として抽選を行い、受付対象を決定する。

抽選結果は、申請受理日から1週間以内に申請者(申請実務協力者がいる事業は申請実務協力者)に通知する。

※ 公募期間中であっても、補助事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、
予算に達した日以降に到着した申請分は原則受理しません。

2) 交付決定

申請受理日から約3週間後に都度交付決定を行う。

ただし、申請が集中した場合や、申請内容に関するSIIからの問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、
その限りではない。なお、最終交付決定日は以下の通りとする。

一次公募：2022年 9月 30日(金)

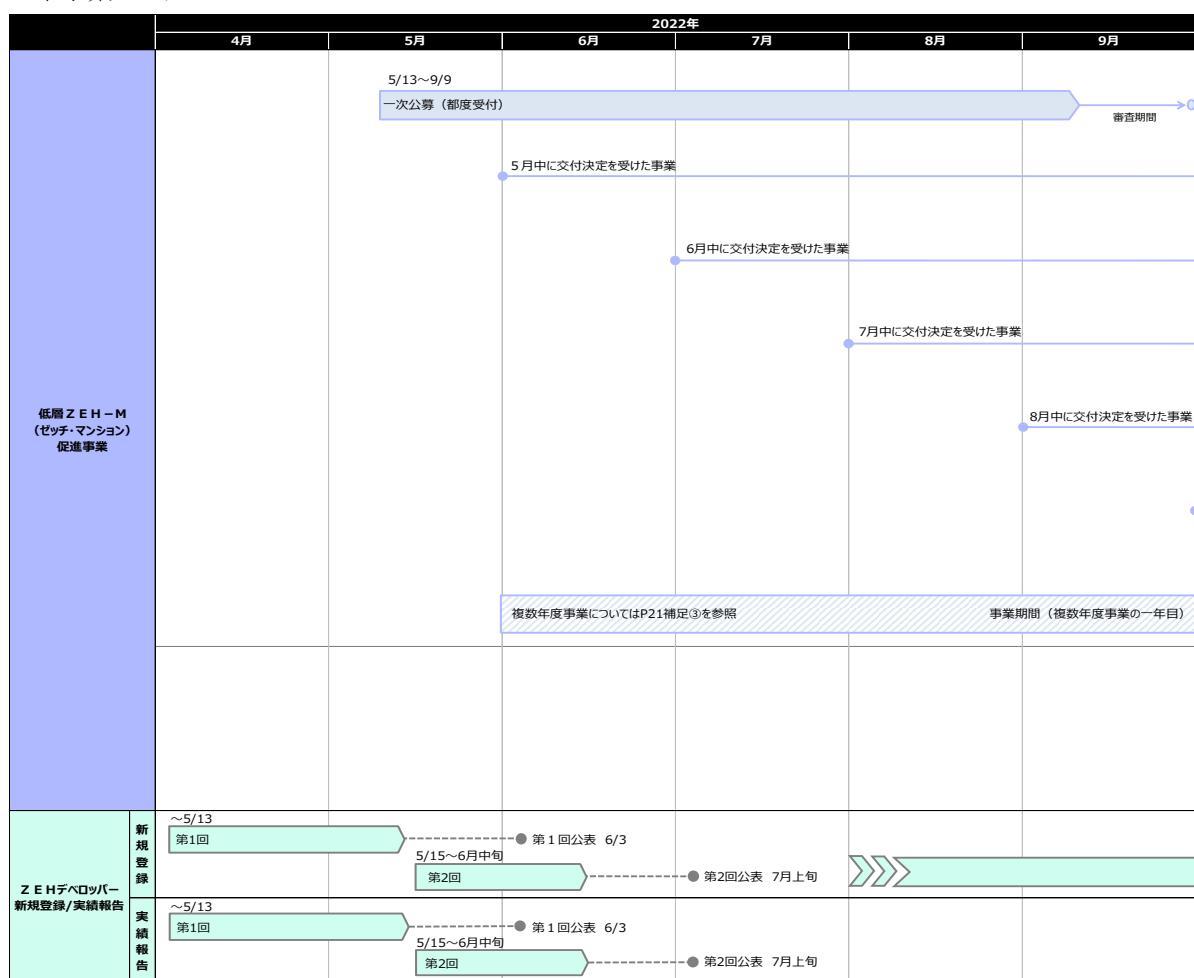
二次公募：2023年 1月 13日(金)

3) 採択件数(事業規模より想定)

一次公募：約330件

二次公募：二次公募開始までにSIIホームページで公表

■本事業のスケジュール



(12) 事業期間

単年度事業を基本とする。(事業期間内に事業を完了できること)

事業期間：交付決定を受けた月毎に異なるため本事業のスケジュールを確認すること。(P15～P16の下部表)

ただし、補助事業の工程上、単年度では事業完了が不可能な場合に限り、複数年度事業を認める。

複数年度事業の事業年度は、最長3年度とする。

※複数年度事業についてはP21補足③を参照。

(13) 完了実績報告書提出期限

5月に交付決定を受けた事業：事業完了日から30日以内、又は2022年 11月 25日(金) 17時SII必着

6月に交付決定を受けた事業：事業完了日から30日以内、又は2022年 12月 23日(金) 17時SII必着

7月に交付決定を受けた事業：事業完了日から30日以内、又は2023年 1月 13日(金) 17時SII必着

8月に交付決定を受けた事業：事業完了日から30日以内、又は2023年 1月 27日(金) 17時SII必着

9月に交付決定を受けた事業：事業完了日から30日以内、又は2023年 2月 10日(金) 17時SII必着

複数年度事業として交付決定を受けた事業：

事業完了日から30日以内、又は2023年 2月 10日(金) 17時SII必着

※原則、上記期限内に提出すること。

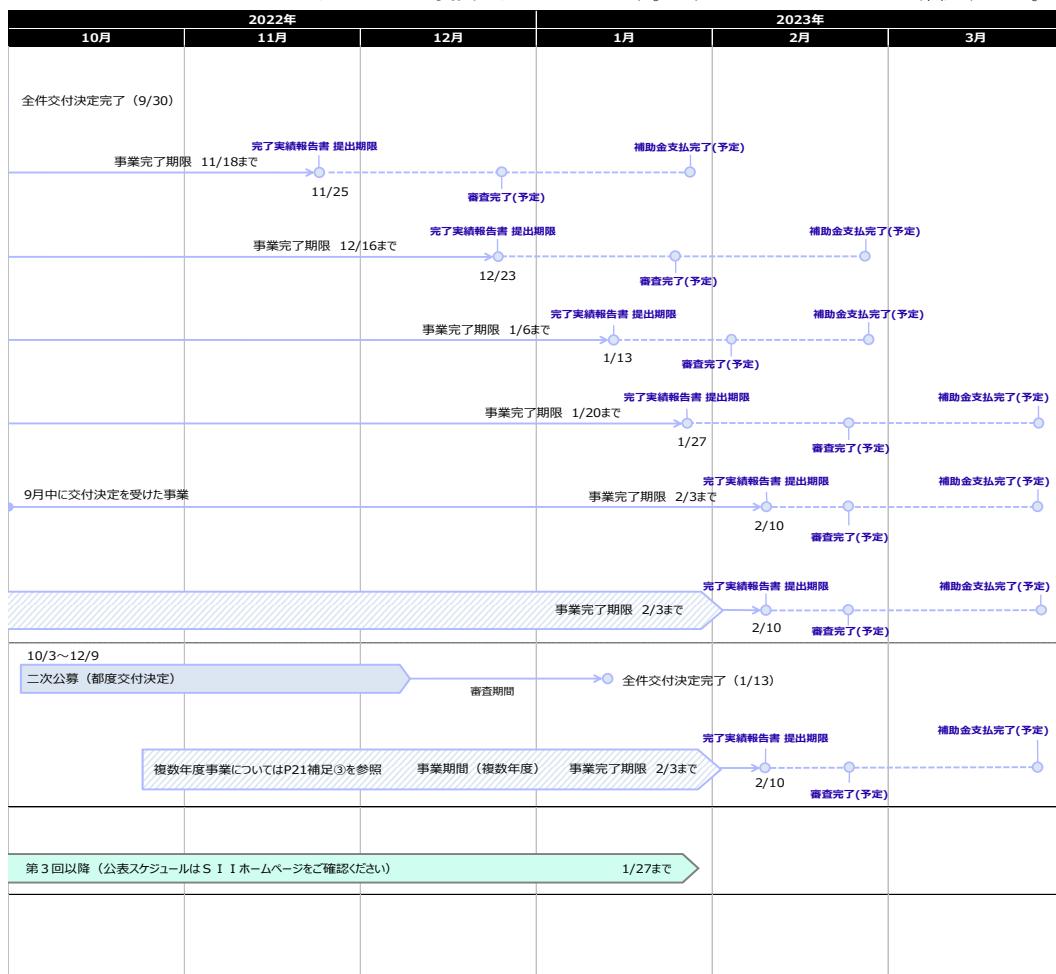
ただし、やむを得ず上記期限での提出が困難な場合はSIIに相談すること。なお、その場合においても8月までに交付決定を受けた事業は2023年1月27日(金)17時SII必着で完了実績報告書を提出すること。

※上記提出期限は、書類に不備や不足が一切ない場合の到着期限であり、早めの提出を心がけること。

(14) 公募説明会

本事業において、公募説明会は実施しない。

※スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。



2-2 ZEHデベロッパーとは

本事業の趣旨に基づき、「ZEH-M普及に向けた取り組み計画」「その進捗状況」「ZEH-M導入計画」「ZEH-M導入実績」を一般に公表し、ZEH-Mの案件形成の中心的な役割を担う建築主（マンションデベロッパー、所有者など）や建築請負会社（ゼネコン、ハウスメーカーなど建設会社）をSIIは「ZEHデベロッパー」と定め、公募する。

SIIは、登録されたZEHデベロッパーをホームページで公表する。

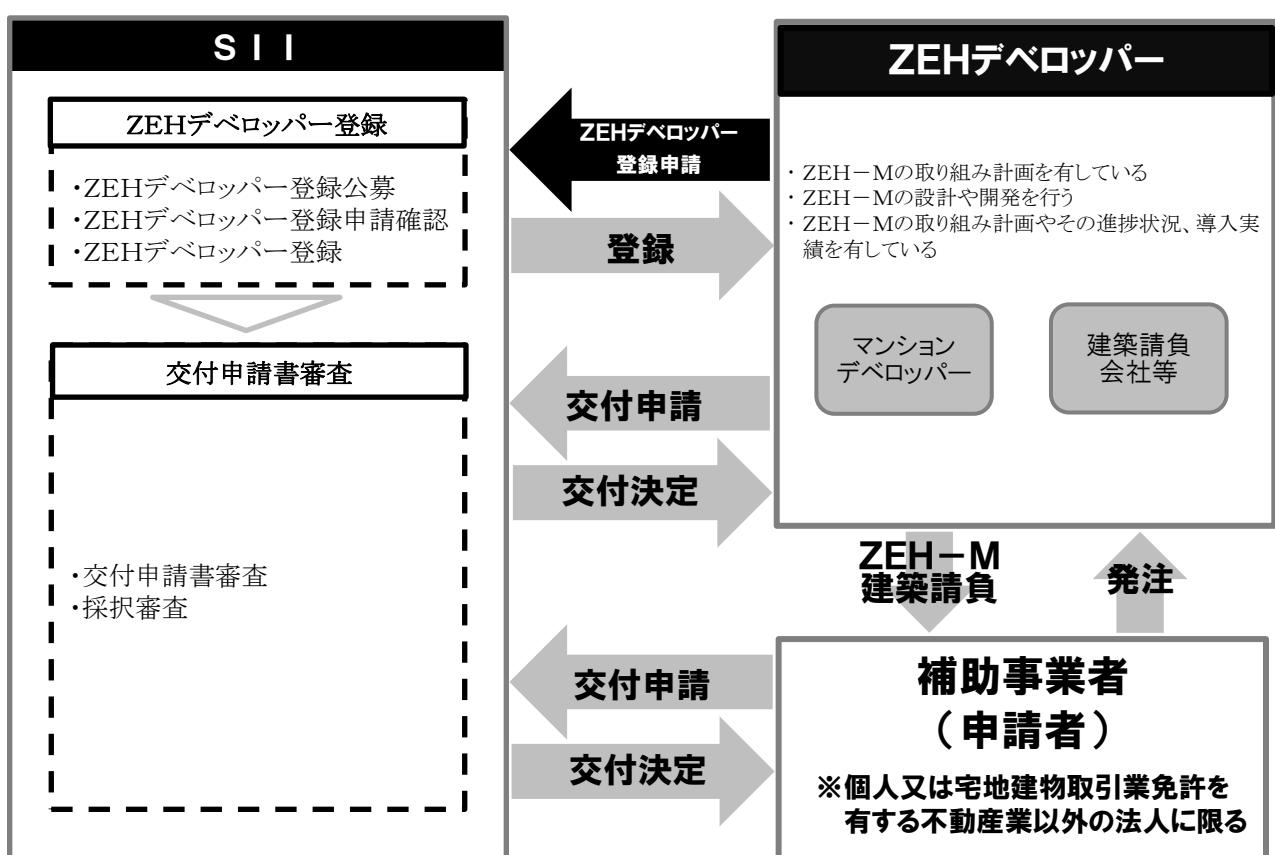
また、本事業への申請には、SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業（又は係る事業）であることが必須となる。

なお、「ZEHデベロッパー登録」は以下の期間で公募、公表を行う。

2022年 4月 8日(金)～2023年 1月 27日(金) 17時SII必着

- 初回公表日（6月3日（金））までにZEHデベロッパーの登録を受けることを希望する場合は、5月13日（金）17時必着でZEHデベロッパー登録申請書を提出すること。
初回公表日以降は、随時公表予定である。
※書類に不備がある場合には、上記期日までに申請された場合でも当該公表日に公表できないことがあるので注意すること。
- 本事業へ申請する者がZEHデベロッパー登録申請中の場合でも、本事業の公募申請を認める。
ただし、本事業の交付決定までにZEHデベロッパー登録が完了しない場合は不採択となるので注意すること。
- 令和3年度以前にSIIの登録を受けたZEHデベロッパーは、「令和3年度ZEHデベロッパー実績報告書」をZEHデベロッパー実績報告期間内に提出していることが要件となる。
- 「ZEHデベロッパー」の公募についてはSIIホームページ並びに「ZEHデベロッパー登録公募要領」を参照すること。
※SIIホームページ https://sii.or.jp/metis_zeh_m04/zeh_dev/

ZEHデベロッパーの役割と申請者との関係



2-3 入居者募集時、不動産物件情報掲載時の表示要件

(1) 表示事項

補助対象建築物の入居者募集広告や不動産物件情報の掲載を行う際に、建築物省エネ法第7条に基づく住棟の省エネルギー性能表示(BELS等)及びZEH-Mマークの表示を行うこと。

これに追加して住戸単位のBELS評価書ならびにZEHマークの表示を掲載しても良い。

(2) 表示対象・方法

以下の媒体において(1)表示事項に示す表示を行い、効果的にPR(入居者募集等)を行うこと。

なお、交付申請時に申請した広告媒体については事業期間内に実施すること。

- ① 電子媒体(外部仲介サイト・自社ホームページ等)の場合は、原則、住棟の建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等)及びZEH-Mマークを掲載すること。ただし、対象となる集合住宅の全住戸のBELS評価書を表示する場合に限り、ZEH-Mマークの表示を省略することを可とする。
- ② 当該物件に係る住宅情報誌等。
- ③ 工事現場での表示(自社の掲示物を掲示する場合)。

各媒体における表示方法やサイズ等に係る詳細は、P20補足②を参照すること。

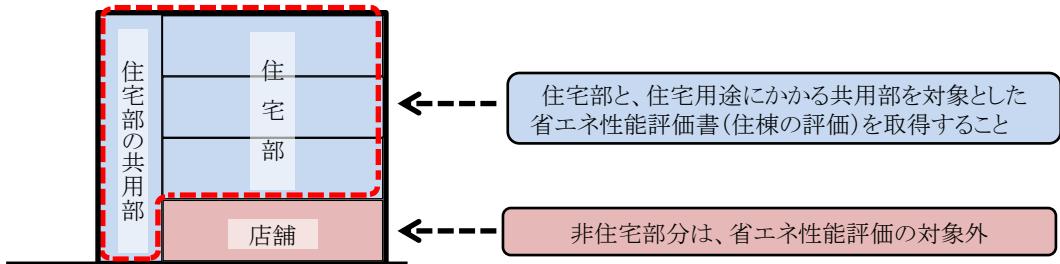
(3) 報告方法

分譲集合住宅は販売時、賃貸集合住宅は入居者募集時に、それぞれ上記を実施した旨を示す資料を完了実績報告時に、SIIへ提出し報告すること。

【補足①】本事業に必要な住棟の省エネ性能表示制度(BELS等)の評価書について

本事業において必要とする建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等)は、「住宅部(住宅用途にかかる共用部を含む)に関する住棟評価」である。

(例) 低層ZEH-M(ゼッヂ・マンション)で1階店舗、2階以上が住宅部(3層以下)である集合住宅の場合



◎住宅部と非住宅部の切り分けが複雑な複合建築物などにおいて、エネルギー計算や省エネ性能表示に関する質疑がある場合は、第三者評価機関に問合わせること。

【補足②】広告媒体へのBELS簡易証使用例、掲載サイズと掲載方法詳細

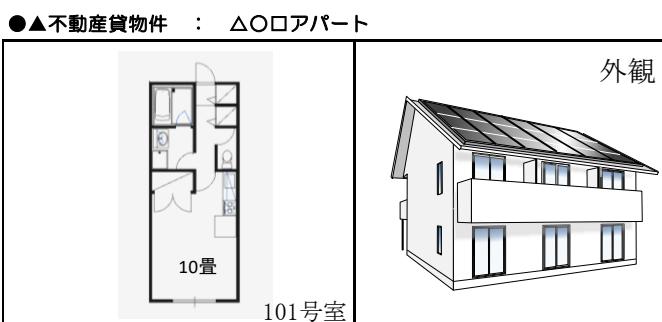
①広告媒体へのマーク掲載サイズや掲載方法は以下参照のこと。

ZEH-Mマーク掲載媒体	BELS簡易証の掲載について		
<ul style="list-style-type: none"> ・自社ホームページ ・不動産情報媒体(Webサイト掲載) ・その他 	アナログ媒体で A4サイズ以上 又は 電子媒体	以下のいずれかのBELS簡易表示マークを掲載すること	
		①  <ul style="list-style-type: none"> ●幅 60mm以上(縦横比は固定)とすること 	
上記①②のいずれかを表示、又は備考欄に第三者認証を受けたZEH-M(ゼッチ・マンション)であること、及びその省エネルギー性能、交付日が明確に分かるように示す。		②  <ul style="list-style-type: none"> ●幅 30mm以上(縦横比は固定)とすること 	
アナログ媒体で A4サイズより小さい		ZEH-Mであることを活字で表現する場合に限り、 BELS簡易証の省略を可能とする。	

②広告媒体へのマーク使用例

(紙媒体である入居者募集広告紙面に「BELS簡易証」を掲載)

●▲不動産貸物件 : △○ロアパート



10階
101号室

●家賃 ○○万円/月
●共益費 ○千円/月
●交通 ○○駅 徒歩12分
●周辺施設 △○学校 700m コンビニ 200m
●設備仕様 低層ZEH-M 省エネで快適なアパートです！



規定以上のサイズで「BELS簡易証」を明示し、補助対象住宅と「BELS簡易証」との対応関係が分かるような表示とすること。
あわせて、「本表示は「住棟全体」の評価であり、「各住戸」の性能を担保するものではありません。」等の記載を、BELS簡易表示マークと同一視野内に7ポイント以上で記すこと。

※住戸BELS証の表示でも可

③社宅等の給与住宅の場合のZEH-Mマーク、ZEHマーク表示およびPR

自社ホームページや会社パンフレット等でBELS簡易表示マークの掲載を行い、自社のZEH-M普及活動を広く一般に周知すること。

また、求人や人材募集のパンフレットや入社案内等に福利厚生の情報として掲載し、発信すること。

【補足③】複数年度事業について

- 本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではない。各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施すること。
- 次年度以降の補助金額は、採択初年度の交付決定時に各年度、区分ごとに配分された金額を超えることはできない。
- 各年度において補助金額が発生すること。本事業では、初年度の補助対象経費の費目が設計費だけとなる申請も可能とする。
- 翌年度以降において公募予算額を超える申請があった場合等には、補助金額が減額される(状況によっては交付決定されない)ことがある。その場合でも、原則、竣工まで事業を継続すること。途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となることがあるので注意すること。
- 各年度の事業完了日から当該年度の3月末日までの期間は、補助対象工事の継続、着手はできないので留意すること。
- 原則、翌年度の4月1日から交付決定までの期間は、補助対象工事の継続、着手はできないので留意すること。なお、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、SIIに報告し、その承認を受けること。
- 複数年度事業として本事業で採択された補助事業の本年度内事業期間は、交付決定日～2023年2月3日(金)までとする。
また、複数年度事業の最終年度の事業期間は当該年度の1月20日までとする。
- 本年度(初年度)の事業完了までに省エネルギー性能評価書(BELS等)の取得を完了させること。
期日以内に取得完了しなかった場合は交付決定の取消しとなる場合があるので注意すること。

【補足④】分譲集合住宅の「エネルギー使用状況の計測・報告期間」「定期報告(アンケート)の回答期間」について

低層ZEH-M促進事業(分譲集合住宅)における、財産管理期間、エネルギー使用状況の計測・報告期間、定期報告(アンケート)の回答期間について、基本的な考え方を以下に示す。

(1)エネルギー使用状況の計測・報告期間

<計測・報告対象期間>

Q1. いつから?

A1. 専有部、共用部ともに、

「過半の住戸が入居を終えたとの4月1日又は10月1日のうち早い日」から。

(以下、計測・記録開始日という)

Q2. いつまで?

A2. 計測・記録開始日から2年間(24ヶ月分)

Q3. 提出するデータは?

A3. 提出データは2種類。

①提出必須データ…「専有部(各戸)と共用部の月次集計値」

SIIが公開する定型様式(エクセル)に、各月のエネルギー流量を入力して、

1年分(12ヶ月分)をまとめて提出すること。

②対象事業者のみ提出するデータ…HEMS、MEMSデータ

「HEMSやMEMSデータ報告を実施する事業」として交付決定を受けた事業は、

HEMSやMEMSから書き出されたデータ(CSVデータやエクセルデータなど)を提出すること。

データは自由書式でよいが、計測項目が把握出来るよう留意すること。

【空住戸の扱いについて】

計測・記録開始日に未入居の専有部(以下、空住戸という)については、入居日以降、都度計測・記録を開始すること。

上記によらないケースについては、SIIに相談すること。

※賃貸集合住宅のエネルギー使用状況の計測・報告期間は、工事引渡し後の4月1日又は10月1日のうち早い日から2年間(24ヶ月間)とする。

補助事業者の責任において、「エネルギー使用状況の計測・報告、定期報告(アンケート)の回答を行うこと」を重要事項説明書類に明記し、期間内に回答すること。(P12、交付要件⑫参照)

(2)定期報告(アンケート)

Q1. いつから？

A1. 分譲住宅の「新築入居後の4月1日又は10月1日のうち早い日」から。

Q2. いつまで？

A2. 報告開始から2年間(計4回)

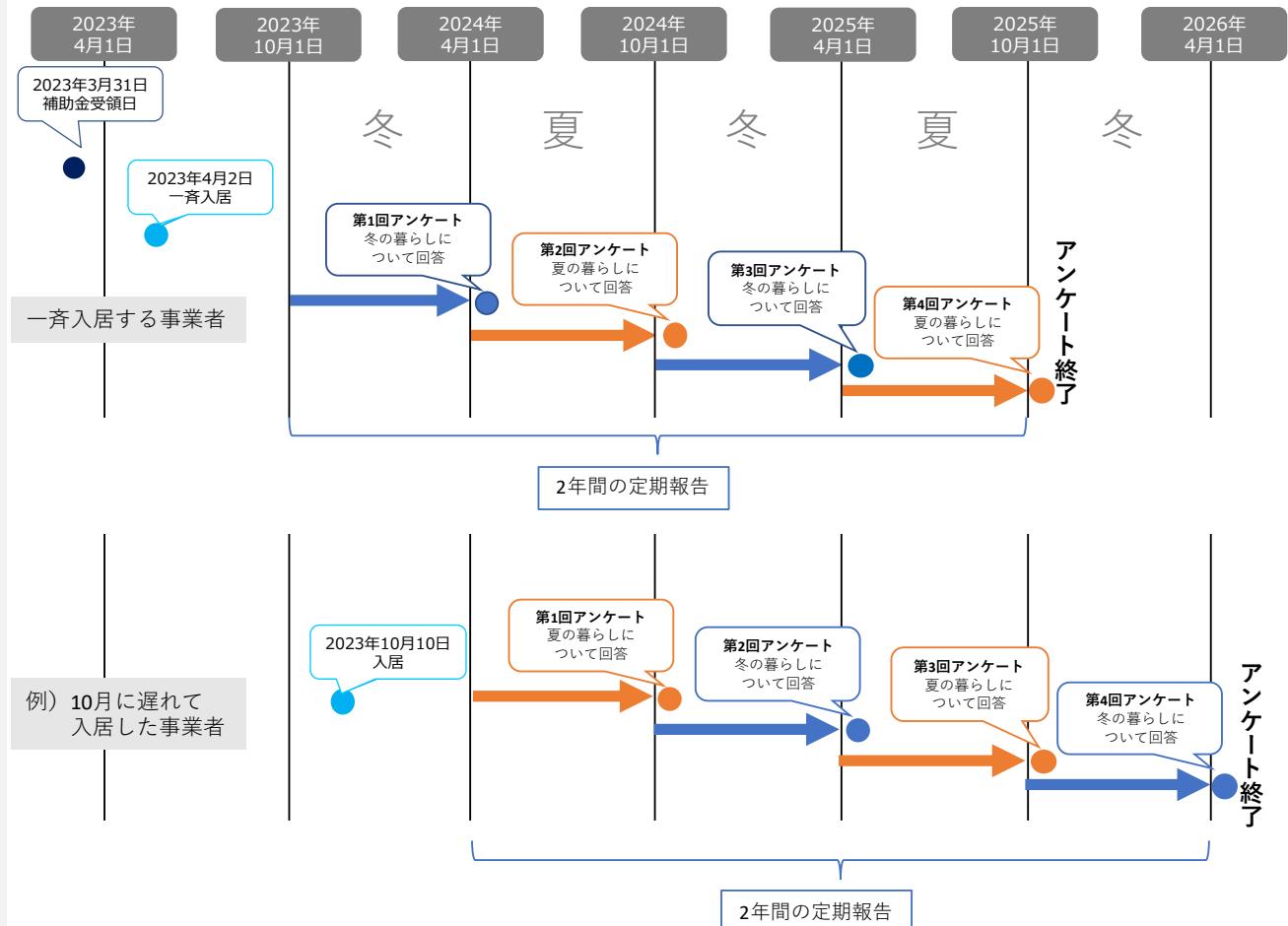
Q3. 実施方法は？

A3. 事業継承者(居住者)あてにSIIからWEBアンケートの案内メールを半年ごとに計4回送付する。

事業継承者は、パソコン、タブレット、スマートフォンなどを使い期日内に必ず回答すること。

※遅れて入居した事業継承者も、入居後の4月1日又は10月1日のうち早い日から半年ごとに定期報告(アンケート)に計4回回答すること。

【アンケート回答のイメージ】



上記によらないケースについては、SIIに相談すること。

※賃貸集合住宅の定期報告(アンケート)期間は、工事引渡し後の4月1日又は10月1日のうち早い日から2年間(24ヶ月間)とする。

3章 事業要件

3 事業要件

3-1 補助事業の要件

(1) 申請者の区分と留意事項

申請者区分		留意事項	備考
建築主等	分譲	<ul style="list-style-type: none"> デベロッパーなどの事業主体が補助金の交付を受ける場合、管理組合が組織された後、共用部について速やかに補助事業を管理組合に承継する手続きを行うとともに、専有部については別途承継の手続きをSIIに対して行うこと。 その際、住宅用途にかかる共用部に付随する補助対象設備は原則共用設備として管理組合に譲渡し、エネルギー消費の実績報告や取得財産等の適正管理など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類(契約書等)の提示ができること。 区分所有建物の場合、申請時に区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成(建替え決議の成立)により、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。ただし、規約と事業に関する集会の決議を提出する。 	最終年度の確定検査時に登記を確認する。
	賃貸	<ul style="list-style-type: none"> 建物と設備の所有者とする。所有者が複数の場合は原則全員の共同申請とするが、代表者を定めること。 	

- 複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。
- 建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。
(事業スキームの事前確認が必要になるので、申請前にSIIへ相談すること。)

(2) 補助対象建築物

補助対象建築物、補助対象外建築物は以下の通りとする。

① 補助対象建築物

以下の条件に該当する建築物を補助対象建築物とする。

- 「ZEHデベロッパー」が係る事業であること。
- 延床面積は、建築確認申請の値とする。
- 申請は原則建築物全体とし、部分申請はできない。
- 複合建築物はSIIに相談すること。

② 補助対象外建築物

以下に示す建築物は補助対象外とする。

- 非住宅建築物
- 住宅用途部分が4層以上の集合住宅

【参考】本事業は環境省が実施する「中高層ZEH-M支援事業※1」とび経産省が実施する「超高層ZEH-M実証事業※2」との連携事業であり、4層以上20層以下の集合住宅は「中高層ZEH-M支援事業」の補助事業、21層以上の集合住宅は「超高層ZEH-M実証事業」の補助事業となるため、本事業には申請できない。

※1 「中高層ZEH-M支援事業」については当該事業の公募要領を確認すること。

※2 「超高層ZEH-M実証事業」については当該事業の公募要領を確認すること。

(3) 8地域における交付要件

8地域においては、主に夏期の冷房負荷軽減のため、以下要件のいずれか1つ以上を採用すること。

① 通風の積極利用

建設地風況や設置高低差を考慮した開口部配置、通風勝手口、欄間付き建具、格子戸など屋外の自然風を効果的に取り込み、住戸内の通風を促進する設計手法を取り入れること。

② 効果的な日射遮蔽

庇や外付けルーバーによる日除け、日射反射、通気層の設置などによる日射遮蔽効果を促進する設計手法を取り入れること。

③ 最上階の屋上断熱強化

屋根断熱、又は最上階の天井断熱により、屋上面からの貫流熱の軽減を図る設計手法を取り入れること。

注1 複数の手法を導入した場合、組合せによっては個々の効果が軽減される可能性もあるので注意すること。

注2 採用した技術の概要及び、定性・定量的効果を説明する資料を提出すること。

注3 植栽など外構計画(屋上緑化、壁面緑化)による冷房負荷軽減策を行う場合も①②③のいずれかを導入した上で行うこと。

(4) 補助対象経費と項目

補助対象経費の区分は、以下の通りとする。

補助対象経費区分	項目
設 計 費	省エネ性能の表示に係る費用(住棟評価書、全住戸の住戸評価書)
設 備 費 ・ 工 事 費	高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備 (5)補助対象となる集合住宅に導入する設備等の要件(P27~28参照)の表に係る設備の費用、蓄電システム※、CLT、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、液体集熱式太陽熱利用システム、V2H充電設備(充放電設備)※、EV充電設備※

※蓄電システム、V2H充電設備(充放電設備)、EV充電設備の補助対象経費は設備費のみとする。

<注意事項>

他の補助事業等との調整

補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金ならびに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)が含まれていないこと。

他の補助事業に申請している事業や、既に他の補助金等の交付を受けている事業は、後述の実施計画書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象設備等を必ず記入する。

(5) 補助対象となる集合住宅に導入する設備等の要件

補助対象となる設備等の要件は以下の通りとする。補助対象設備を複数台導入する場合は、すべての設備において要件・仕様を満たすこと。

(注) 補助対象設備等は新品を導入すること。

住宅の元請会社以外に補助事業者が分離発注する場合は、交付決定後に購入したものに限る。

設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準												
省エネ性能表示評価書		●	該	取得する住棟の省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)によるもので、Nearly ZEH-M以上であることを示すものであること。 住戸の省エネ性能評価取得費用も補助対象とする。												
高断熱外皮		●	該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8				
				外皮平均熱貫流率 (U _A 値)	0.40以下		0.50 以下	0.60以下				—				
				地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8				
				冷房期の平均日射 熱取得率(η _{AC} 値)	基準値なし				3.0 以下	2.8 以下	2.7 以下	6.7 以下				
空調設備	暖房 冷房 設備	●	該	主たる居室にはエネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できる暖房設備及び冷房設備を導入すること。 ただし、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。												
	暖房 設備		該	※ 高効率個別エアコンは、室内機、室外機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。												
	温水暖房 パネルラジエーター	●	該	※ 温水床暖房、ヒートポンプ式セントラル空調システムは、専用熱源機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。												
	温水床暖房		該													
給湯設備	電気ヒートポンプ 給湯機 (エコキュート等)	●	該													
	ガス潜熱回収型 給湯機 (エコジョーズ等)		該													
	石油潜熱回収型 給湯機 (エコフィール等)	●	該	エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できるいづれかの設備を導入すること。												
	電気ヒートポンプ・ガス 瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)		該	※ 热源機、貯湯タンク及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。												
	太陽熱利用システム	●	該													
	燃料電池 (エネファーム等)		—													
省エネルギー設備	換気設備(24時間換気に係るもの)	●	該	エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できるいづれかの設備を導入すること。 ※ 換気装置(本体)及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。												
	照明 設備	●	LED照明	—												
			蛍光灯	—	エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)において計算できるいづれかの設備を導入すること。											
創エネルギー システム	太陽光発電 システム等の 再生可能 エネルギー システム	●	—	—												

※1 外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。

構造材(柱、梁、筋違、構造ボード等)、内装ボード、仕上げ材(内装、外装)、玄関ドアは補助対象外とする。

設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準
蓄電システム	<input type="radio"/>	該	<ul style="list-style-type: none"> 以下の全てを満たす蓄電システムであること。 本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること。 なお「R3年度ZEH補助事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とする。 蓄電システムの導入価格(機器費+据付設置工事費)が、蓄電容量1kWhあたり15.5万円以下の蓄電システムであること。 太陽光発電の送電が配分されている住宅に限る。 蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすこと。 <p>※工事費・据付費は、蓄電システムの導入工事に要する必要最低限の費用とする。</p> <p>※太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり2万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる)</p> <p><導入目的> 再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。</p> <p><接続及び運用の要件> 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。(非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)</p>
V2H充電設備(充放電設備)	<input type="radio"/>	該	<ul style="list-style-type: none"> 以下の全てを満たす充電設備であること。 本事業の補助対象集合住宅に導入される充電設備であること。 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)に充電し、且つ、補助対象集合住宅に供給することが可能であること。 一般社団法人 次世代自動車振興センターが執行する「令和4年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」で今後登録を予定している機器又は「令和2年度第3次補正予算 災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」に登録(予定含む)されている機器のうち、ECHONET Lite規格の認証登録番号を取得しているもの。 <p>※ 一般社団法人 次世代自動車振興センターのWebページ(http://www.cev-pc.or.jp/)に記載されている補助対象充電設備一覧ならびにエコーネットコンソーシアムのWebページ(https://echonet.jp/product/echonet-lite/)の最新情報を参照すること。</p> <p>・据付け設置できる機器であること。</p>
EV充電設備	<input type="radio"/>	該	<ul style="list-style-type: none"> 以下の全てを満たす充電設備であること。 本事業の補助対象集合住宅に導入される充電設備であること。 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)に充電することができる。 一般社団法人 次世代自動車振興センターが執行する「令和3年度補正予算クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」で今後登録を予定している機器又は「令和3年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)」に登録されている機器であること。 <p>※ 一般社団法人 次世代自動車振興センターのWebページ(http://www.cev-pc.or.jp/)に記載されている補助対象充電設備一覧の最新情報を参照すること。</p> <p>・据付け設置できる機器であること。</p>

●:本事業で導入を必須とすること

○:補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと

該:本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

(注) 補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

(注) 補助対象設備等は新品を導入すること。

(6) 追加補助対象となる設備等の要件

本事業では、補助対象となる集合住宅に低炭素化に資する素材又は先進的再エネ熱利用技術等を導入する場合、補助対象住宅の補助金額に加算する。

①直交集成板(CLT)

補助対象となる直交集成板(以下、「CLT」という)※1は、以下の全ての要件を満たすこと。

1. 国内製品においては、JAS認定工場で製造された JAS製品であること。
2. 補助対象となる建材・設備等は新品を導入すること。

補助対象住宅への導入箇所	補助対象住宅における使用量	施工方法
構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。	CLT総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該CLTの使用量が0.1m ³ ／m ² 以上であること。	工法は問いません。 ただし、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(国土交通省告示第1540号、平成29年9月26日公布・施行)」に準拠すること。

※1 CLTとは、Cross Laminated Timber(クロス・ラミネイティド・ティンバー)の略で、板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネルのこと。

(注)CLTの導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。

②地中熱ヒートポンプ・システム

補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の全ての要件を満たすこと。
なお、補助対象となる建材・設備等は新品を導入すること。

1. 表1に記載する要件を全て満たすこと。
2. 地中熱ヒートポンプ熱源機の補助要件を満たしていることを定量的に示せること。
3. 原則、市場流通されている製品であること。
4. 中間報告時にボーリング着工写真を提出できること。

■表1

区分	対象範囲	補助要件	
工法	クローズド ループ 垂直埋設型	採熱深度 が30m 以浅であ ること	・「クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧」(P31、図1)のいずれか の工法であること ・地中熱交換器の総長が30m以上であること (Uチューブの場合は行き帰りを一体で測定)
	クローズド ループ 水平埋設型		「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」 (P31、図2)で示す「らせん状」、「蛇行」、「コイル状」 の採熱工法を採用する場合、地中熱交換器に用いる パイプの総長は150m以上であること
	オープン ループ 放流型	揚水深度 が50m 以浅であ ること	「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」 (P31、図2)で示す「シート型」の採熱工法を採用 する場合、施設面積は30m ² 以上であること
	オープン ループ 還元井型		—
	オープン ループ 浸透構型		還元深度が50m以浅であること
設備機器	地中熱ヒート ポンプ熱源機	暖房時COP3.7以上であること	
	附随設備	システムを構成するタンク及びポンプ類、熱交換器※1、井水槽※1 等	
	放熱機器等	システムを構成する床暖房、パネルラジエーター、ファンコイルユニット等	
工事費	工事費	システムに係る機器全ての設置費用及び、配管、断熱等の工事費用	

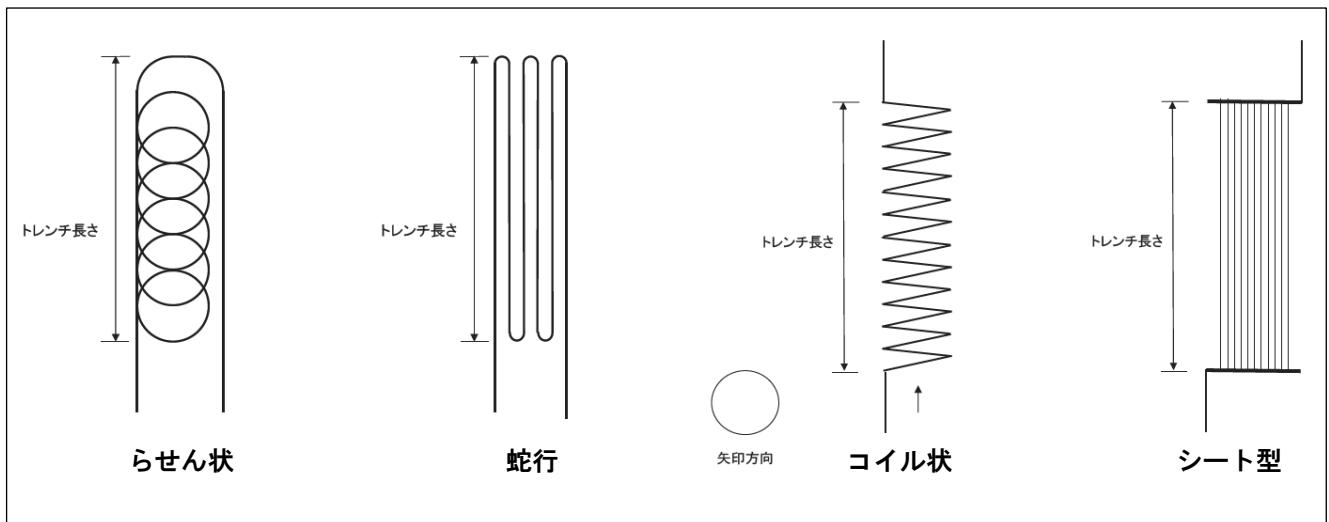
※1 オープンループの採熱工法一覧(P32、図3)により必要な場合

■図1 クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧

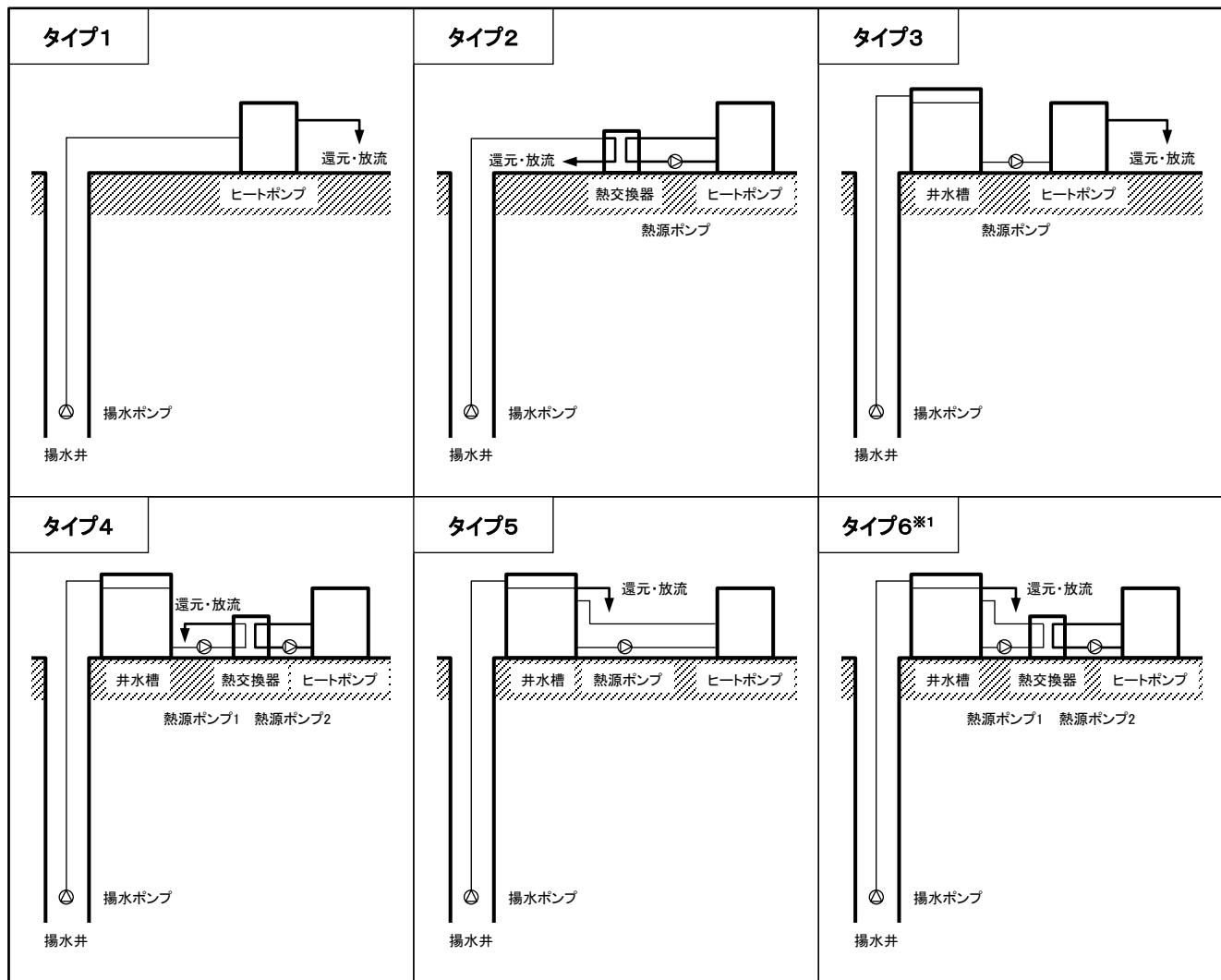
工法	ボアホール工法			杭工法				
	名称	シングルUチューブ	ダブルUチューブ	スパイラルチューブ	杭シングルUチューブ	杭ダブルUチューブ	二重管	既成コンクリート杭
水平断面 (例)								
垂直断面図 (例)								
口径(mm)	・100以上	・110以上	・500以上	・100以上	・100以上	・60以上	・200×200以上	
杭材種(例)	—	—	—	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管 ・ステンレス管	・H型既成コンクリート杭	
熱交換器(例)	・高密度ポリエチレン管 ・架橋ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・架橋ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・鋼管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・鋼管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・鋼管	・杭本体 (高密度ポリエチレン管、 鋼管、ステンレス管)	・高密度ポリエチレン管 ・鋼管、ステンレス管	
充填材(例)	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・不凍液 ・水	・セメントミルク	
熱媒(例)	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	
備考		・複数(ダブル以上)の Uチューブを挿入した ものを含む。			・複数(ダブル以上)の Uチューブを挿入した ものを含む。			

出典：特定非営利法人 地中熱利用促進協会作成の「垂直埋設型の採熱工法の一覧」より抜粋

■図2 クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧

出典：国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所 「平成28年度 省エネルギー基準
(非住宅建築物) 地中熱ヒートポンプ・システムの熱源水温度計算方法」 P4 「図3 クローズドループ
水平埋設型の4方式」より抜粋

■図3 オープンループの採熱工法一覧



出典：特定非営利法人 地中熱利用促進協会作成の「オープンループ採熱工法の一覧」より抜粋

*1 タンク式の熱交換器を用いる方法。井水槽内に熱交換器が置かれ、熱源ポンプ1及びそれに付随する配管はない。

③PVTシステム(太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)

補助対象となるPVTシステムは、以下の全ての要件を満たすこと。

なお、補助対象となる建材・設備等は新品を導入すること。

1. 表2に示す「補助対象となる設備項目」ごとの補助要件を全て満たすこと。
(PVTシステムに当該設備が含まれない項目は、この限りでない)
2. 原則、市場流通されている製品であること。

■表2 PVTシステムの機器要件

区分	補助対象となる設備項目	補助要件
空気集熱式	太陽光発電機能付き集熱器(PVT) ^{※1}	・日集熱効率10%以上であること ^{※2} ・設置するPVTパネル面積が22m ² 以上あること
	付帯設備・部材費 ^{※3}	
	エアーハンドリングユニット (集熱用送風機、ダンパー、熱交換器等)	集熱空気を搬送し、集熱空気を活用するための風路切り替えダンパーを備えたもの
	集熱空気用ダクト・配管	—
	蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること
	システムを構成する室内側の放熱器	—
	システムと一体の補助熱源設備	—
	その他PVTシステムに必要な付属部材	—
液体集熱式	工事費	補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用
	太陽光発電機能付き集熱器(PVT) ^{※1}	・日集熱効率10%以上であること ^{※2} ・設置するPVTパネル面積が5m ² 以上あること
	付帯設備・部材費 ^{※3}	
	熱媒配管(配管、継手、バルブ等)	—
	蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること
	システムを構成する室内側の放熱器	—
	システムと一体の補助熱源設備	—
	その他PVTシステムに必要な付属部材	—
	工事費	補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用

※1 PVTパネルの集熱に係る部分のみを補助対象とする(発電部分、PVT以外の集熱器は補助対象外)。

※2 JIS A 4112に準拠した試験方法であること。

※3 補助対象となるPVTシステムの集熱システムに付帯するものに限る。

④液体集熱式太陽熱利用システム

補助対象となる液体集熱式太陽熱利用システムは、以下の全ての要件を満たすこと。
なお、補助対象となる建材・設備等は新品を導入すること。

1. 循環方式は、強制循環に限る。
2. 表3に示す「補助対象となる設備項目」ごとの補助要件を全て満たすこと。
3. 原則、市場流通されている製品であること。

■表3 液体集熱式太陽熱利用システムの機器要件

補助対象となる設備項目	補助要件
高効率集熱器	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根面等に太陽光発電パネルと併設された太陽熱集熱器であること ・設置する集熱器の面積が4m²以上であること ・日集熱効率について下記要件を満たすこと 平板形 60%以上 真空ガラス管形 50%以上
付帯設備・部材費※1	蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)
	集熱配管
	その他付属部材
	補助熱源給湯器
工事費	補助対象となる集熱器、付帯設備、部材の設置に係る工事費用

※1 補助対象となる集熱システムに付帯するものに限る。

(注) 補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

(注) 補助対象設備等は新品を導入すること。

(7) 水害等災害時の電源確保に配慮し、蓄電システムを導入する住戸への優遇について

冠水・浸水などの水害リスク(以下、水害リスクという)の恐れがある位置に電気設備や機械設備を設置すると、災害時に電力確保ができない恐れがある。

本事業では、蓄電システムの据付設置場所について、「水害等の災害時における電力確保に一定の配慮がなされた計画」とみなすことができるものについて、蓄電システムの補助額を4万円／戸、加算する。

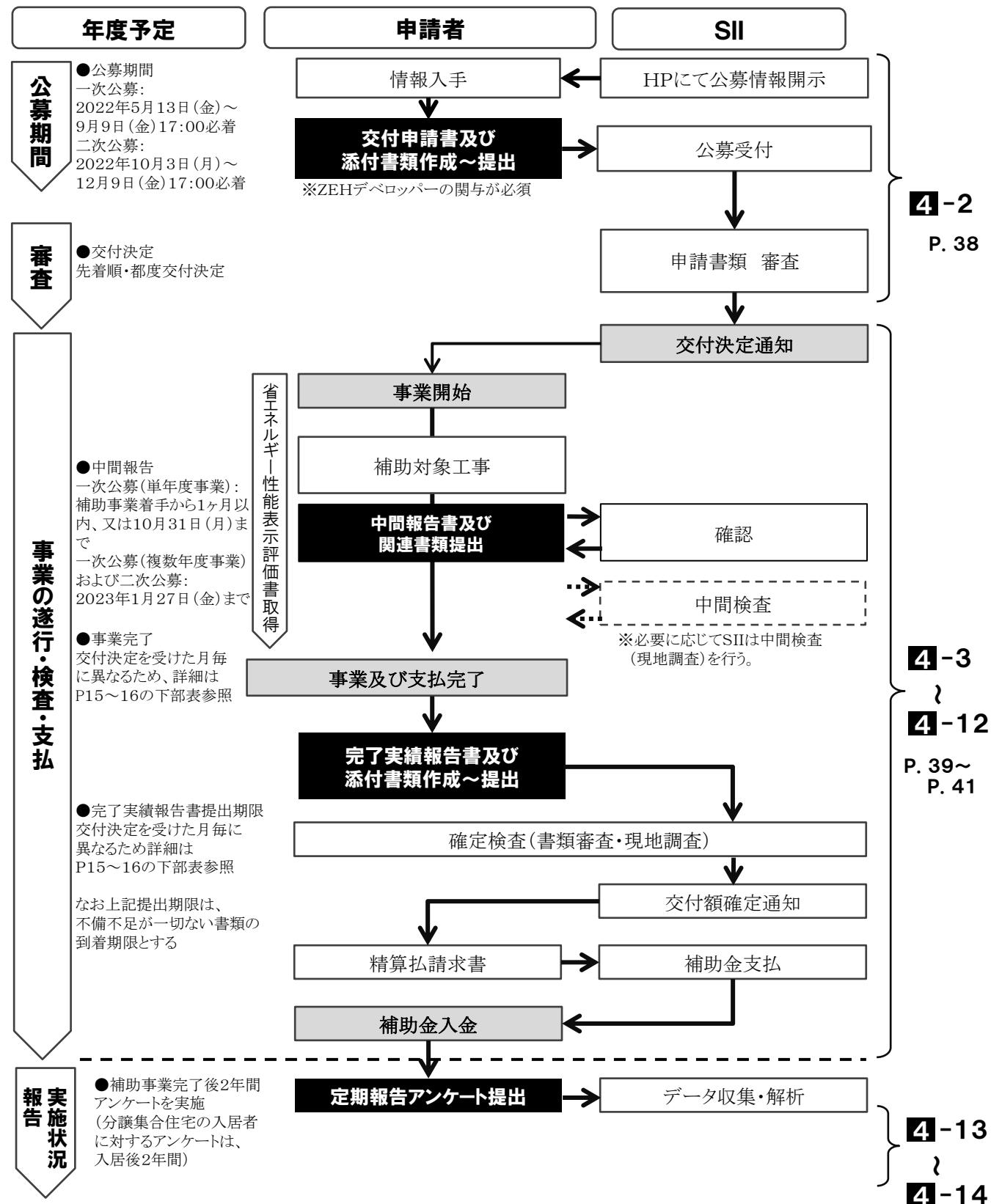
<水害等の災害時における電力確保に一定の配慮がなされた蓄電システム導入計画の例>

- 1) 水害リスクのある階層の住戸用蓄電システムを、水害リスクの低い上層階や屋上等に設置する計画
 - 2) 屋外(屋側を含む)に設置する蓄電システムの水害リスク回避のための架台(転倒防止策がとられたものに限る)を設置し、蓄電システムのかさ上げを図る計画
 - 3) 集合住宅の敷地について、盛土等により設計地盤面を高くして建物全体の水害リスクを回避する計画
- ※ 1住戸に複数の蓄電システムを導入する事業であっても本優遇による加算額は1住戸4万円なので注意すること。
 - ※ 2)又は3)の措置に、地上2階以上の階層の住戸用蓄電システムの水害リスク回避が含まれる場合は、地上2階以上の階層の住戸用蓄電システムも本優遇措置の対象とする。
 - ※ 水害リスクのない階層に導入する蓄電システムは本優遇の対象外なので注意すること。
 - ※ 対象とする蓄電システムを本優遇の対象とする場合は、地方公共団体等が公表する水害ハザードマップや過去の水害事例の記録など(客観的にその必要性を示すことができるものに限る)補足資料を添付すること。SIIは、添付された資料を基に優遇措置の対象であるか審査する。

4章 事業の実施

4 事業の実施

4-1 事業スケジュール



4-2 公募～交付決定

(1) 事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行う。

SIIホームページ(https://sii.or.jp/moe_zeh_m04/zeh_ml/public.html)に公募情報を掲載する。

(2) 交付申請

申請者は公募要領を熟読の上、「交付申請の方法」(様式は後日公開)及び「交付申請書及び添付書類の入力例」(様式は後日公開)に従い、申請に必要な書類を「正」「副」2冊作成し、「正」を公募期間中にSIIへ提出すること。
('副'は手元に必ず保管すること)

申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないため、注意すること。

(3) 申請実務協力者

以下の申請者は、補助事業の円滑な遂行を目的として、補助事業に関与するZEHデベロッパーに申請実務担当業務の協力を求めることができる。

- ・個人
- ・ZEHデベロッパー登録を受けていない法人で、本事業(本事業の過去事業にあたる事業を含む)への累積申請戸数が25戸以下であるもの。

(4) 審査

SIIは公募期間中に受け付けた申請書に対して、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、応募のあった申請書を審査する。

(5) 採択

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、補助事業を採択する。

(6) 交付決定

SIIは、採択事業について交付決定を行う。

交付決定とは、申請書を受け付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付ならびに交付額を確定するものではない。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消となる場合がある。

審査の結果については、交付規程に従って採択、不採択に係らず申請者に通知する。

(本事業では、事務取扱説明会は実施しない。)

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられないことを了承すること。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取り下げる条件に交付決定する。

(7) 採択事業の公表

- ① SIIに提出された申請や報告の情報(事業者名、事業概要、補助金交付決定額等)は、国又はSIIから公表される場合がある。
なお、交付決定等に関する情報はジービズインフォ※においてオープンデータとして原則公表される
(個人申請を除く)。
- ② SIIホームページでは、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。
- ③ 個人事業主による申請の場合は、補助金交付決定額は原則公表しない。

※ 「ジービズインフォ」Webサイト:<https://info.gbiz.go.jp/>

4-3 補助事業の開始

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた後に、初めて、補助事業の開始が可能となる。

なお、交付決定日前に補助対象工事に着手した場合は、交付決定の取消となる。

したがって、以下の点に留意すること。

① 補助対象工事の着手は、SIIの交付決定日以降とすること。

なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。

② 当該年度に実施された補助対象経費の支払いは、当該事業年度の交付決定日から事業完了日までの間に行うこと。

③ 複数年度に渡る事業を一括で契約・発注する場合は、年度ごとの実施内容及び金額等が確認できるようにすること。

ただし、各年度の工事開始は当該年度の交付決定日以降とする。

4-4 中間報告

一次公募にて単年度事業として交付決定を受けた補助事業は補助事業着手から1ヶ月以内又は10月31日までのいずれか早い日までに、一次公募にて複数年度事業として交付決定を受けた補助事業及び二次公募で交付決定を受けた補助事業は2023年1月27日までに、遅滞なく以下の書類をSIIに提出すること。

提出書類	単年度	複数年度 (一年目)	備考
①着手前写真	●	●	撮影した着手前写真をSII指定の形式で提出すること。
②確認済証の写し	●	○	確認申請不要の場合はSIIへ相談すること。
③BELS評価書の写し (住棟評価書と全戸の住戸評価書)	●	—	Nearly ZEH-M以上の住棟評価書を取得すること。 住戸評価書については、ZEHランクを問わない。
④エネルギー計算書 (BELS評価書申請時に提出したもの の写し)	●	—	国立研究開発法人 建築研究所が公開する計算支援プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること。なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
⑤平面図、立面図及び 矩計図又は断面図	●	—	BELS評価書申請時に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。

●:必須 ○:該当

4-5 補助事業の注意事項

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、速やかにSIIに報告し、SIIの指示に従うものとする。また、実施設計の結果、一次エネルギー消費削減率が交付決定時から下回る場合は、採択取消となることがあるので注意すること。

4-6 省エネルギー性能評価の認証取得

補助事業者は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)により、交付申請時に示したZEH-Mランクである旨が示された省エネルギー性能評価書の写しを中間報告時に提出すること。

※複数年度事業の場合は、初年度の完了実績報告時までに取得・提出すること。

省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー消費削減率が本事業の交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、又は本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができないので注意すること。

第三者の評価による省エネルギー性能表示取得は、原則として申請時と同じ計算方法を用いること。

【参考】国土交通省ホームページ

- 国土交通省 建築物省エネ法のページ(2020年3月1日)
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house Tk4_000103.html
- 建築物省エネ法の概要パンフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/001204678.pdf>

4-7 補助事業の完了

以下の全てが完了した時点をもって補助事業の完了とする。

- ・全ての補助対象工事完了及び、工事請負業者等からの補助対象工事の引渡し
- ・補助対象工事に関する全ての支払いの完了※1

※1 支払いは現金払い(金融機関による振込)で行うこと。(小切手及び手形払い不可)

期日以内に以上のいずれかひとつでも完了しなかった場合は、交付決定の取消しとなる場合があるので注意すること。

4-8 報告及び交付額の確定

- ① 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又はSIIが定める期日のいずれか早い日までに、「完了実績報告書」をSIIに提出する。
- ② SIIは「完了実績報告書」を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、「本事業の交付要件」と「その補助事業の交付決定の内容」に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。
- ③ 申請どおりの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合、あるいは申請どおりの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。
- ④ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

4-9 確定検査(書類審査・現地調査)

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払うこと。

4-10 補助金の支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

共同申請の場合は、SIIに相談すること。

4-11 取得財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

<分譲集合住宅における重要事項>

ZEHデベロッパーなどの事業主体が補助金の交付を受ける場合、住宅専有部については、不動産売買契約時に入居者へ、住宅共用部については、管理組合が組織された後、管理組合へ、速やかに補助事業を承継する手続きをSIIに対して行うこと。

その際、事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「取得財産の適正管理」、「エネルギー管理支援サービスの加入(ある場合のみ必須とする)」など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類(契約書等)の提示ができること。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は、原則「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成20年5月15日(令和2年12月18日改正)大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取り壊しの財産処分)においても同様とする。

4-12 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

交付決定後に交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚等した場合は、審査の結果に係らず交付決定の修正又は取消の措置を講じることがある。

また、万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わない。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

【注意事項】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者と設計者及び施工者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではない。
万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しない。
- ② 申請者及びZEHデベロッパーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはならない。
その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をすること。
不正をしたことが明らかになった場合は補助金の支払いを行わない。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行うこと。

(注)表紙裏面 “補助金を申請及び受給される皆様へ” を確認すること。

4-13 実施状況の報告(定期報告アンケートについて)

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助事業者(事業継承を受ける者を含む)は以下の報告を必ず行うこと。(P22～P23補足④参照)

※報告されたエネルギー使用状況は個人情報を除いて国又はSIIから公表される場合がある。

4-14 「ZEH-M実現に向けたZEH-M設計ガイドライン作成」のための情報開示

本事業は、ZEH-M設計ガイドライン策定業務に必要な情報提供が可能な事業に対し、補助を行うものである。

したがって、ZEH-M設計ガイドライン作成のため、補助事業者から提出される以下のデータについて、使用及び公表を行うことがある。正当な理由なく、これらの情報の提出がなかった場合には、補助金の交付決定の修正、取消又は返還を求めることがあるので注意すること。

- 全景写真(又はパース図等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様入力シート<エクセルシート>及び、計算結果(外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要(地域区分、構造、階数、建築面積、延床面積等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要(採用省エネルギーシステム概念図、仕様等)

※なお、ZEH-M設計ガイドラインの作成に際しては、個人情報等に配慮して、提供された情報を取り扱う予定である。

※別途、省エネルギー効果検証のための取材等の協力依頼が行われることがある。

4-15 補助事業に係るデータの取り扱い

本事業では、申請情報や補助金交付後の補助対象建築物の運用データを調査、分析するとともに、その分析結果を広く公表する。

また、ZEH-M実現に資する事例の紹介や補助金を受領した事業者からの成果報告も併せて公表する。

【参考】「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業調査結果(2021年版)」

<https://sii.or.jp/opendata/#prj6>

本事業の採択事業について得られた情報も、調査・分析の対象となり、その分析結果はZEH-Mの実現と普及を目的として広く公開することについて、あらかじめ了承すること。

4-16 よくある質問について

SIIホームページに「よくある質問」を掲載しているので、確認すること。

https://sii.or.jp/moe_zeh_m04/zeh_ml/faq.html

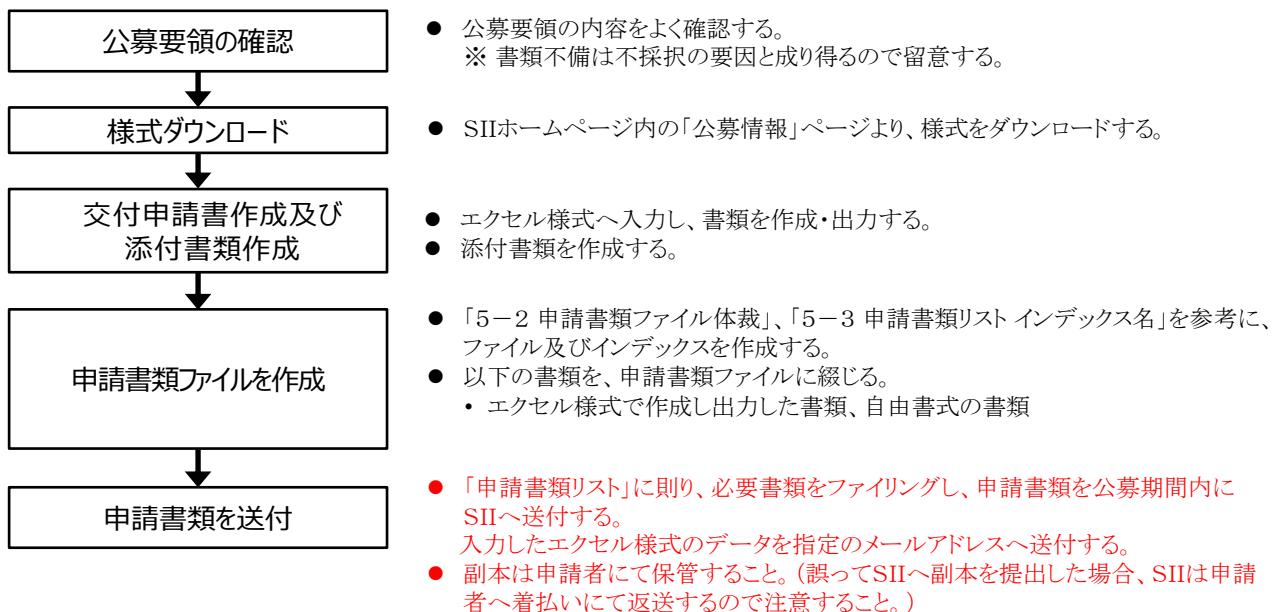
5章 交付申請の方法

5 交付申請の方法

5-1 申請について

(1) 申請の流れ

申請については以下の方法で行う。



(2) 公募期間

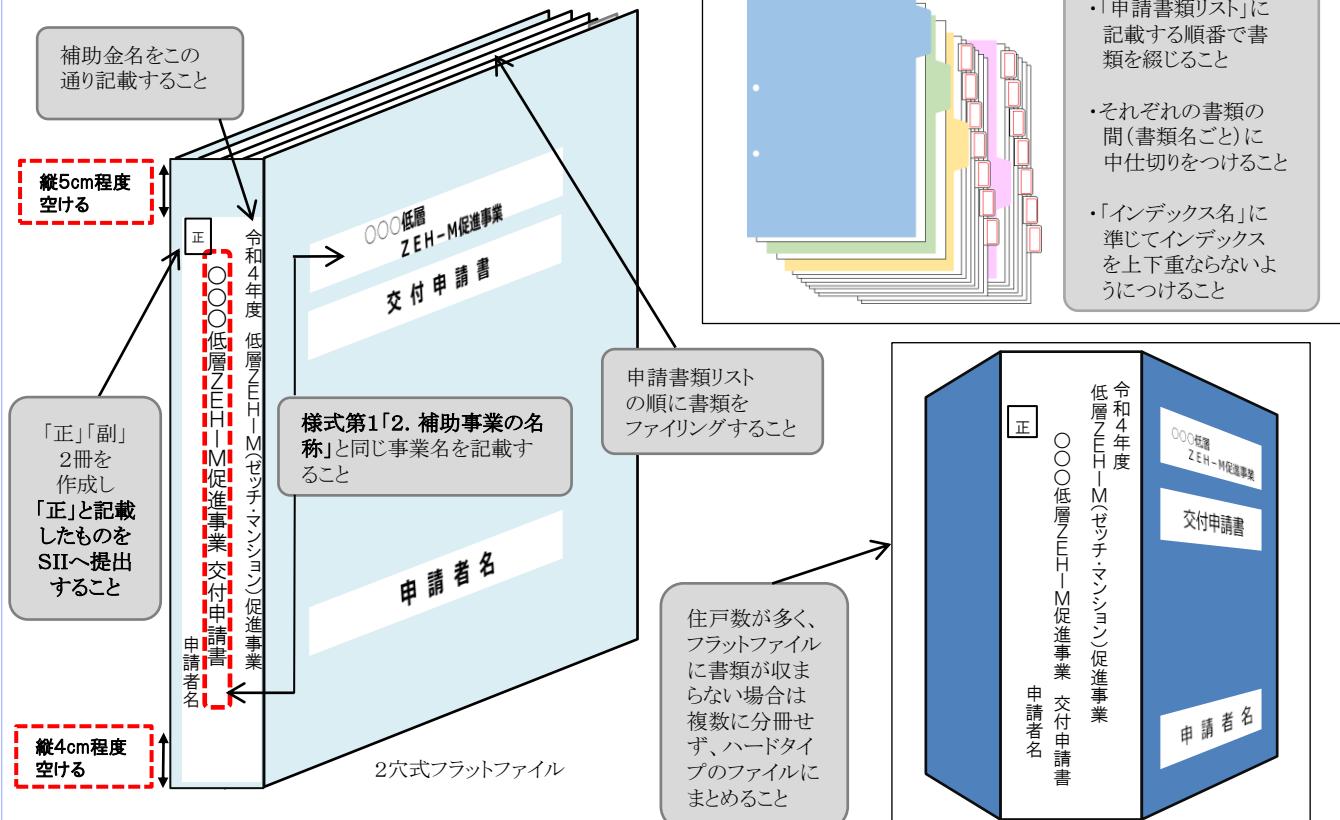
以下の期間で申請の受付を行う。

公募期間 一次公募：2022年5月13日(金)～2022年9月9日(金)17:00必着

公募期間 二次公募：2022年10月3日(月)～2022年12月9日(金)17:00必着

事業期間：交付決定を受けた月毎に異なるため本事業のスケジュールを確認すること。

5-2 申請書類ファイル体裁



5-3 申請書類リスト

インデックス名	書類名	書式	提出区分	特記事項
チェックシート	提出書類チェックシート	指定	必須	申請者自身でチェックを入れたものを添付すること
①交付申請書	様式第1 交付申請書	指定	必須	押印不要
	別紙1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び 補助金の額並びに区分ごとの配分	指定	必須	
	別紙2 暴力団排除に関する誓約事項	指定	必須	
	別紙3 役員名簿	指定	該当	・法人申請のみ提出すること ・共同申請の場合は全申請者分を提出
②誓約書	誓約書	指定	必須	・押印不要 ・共同申請の場合は全申請者分を記載
③実施計画書	1. 申請者の詳細	指定	必須	
	2. 全体概要		必須	A4サイズでカラー印刷したものを提出すること
	3. 住戸一覧		必須	
	(別添) 設備タイプ別設備仕様書		必須	・設備タイプごとに作成すること ・指定された別ファイルで作成すること
	4. エネルギー計測計画図		必須	
	5. 6. 事業予定・定期報告及び設備の保守に関する事項		必須	
	7. 工程表		必須	
	8-1. 補助金額算出表 その1		必須	
	8-2. 補助金額算出表 その2		該当	追加補助対象となる設備等（蓄電システムを除く）を導入する場合、提出すること
	9. 蓄電システム明細		該当	蓄電池を導入する場合、提出すること
	10. 水害等の災害時の電源確保に配慮した蓄電システム導入計画の詳細		該当	水害等の災害対策に対する補助額の加算を受ける場合、提出すること
	11. 直交集成板（C LT）明細		該当	直交集成板（C LT）を導入する場合、提出すること
	12. 地中熱ヒートポンプ・システム明細		該当	地中熱ヒートポンプ・システムを導入する場合、提出すること
	13. P VTシステム明細		該当	P VT（太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの）システムを導入する場合、提出すること
	14. 液体集熱式太陽熱利用システム明細		該当	液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合、提出すること
④財務資料	15. V 2 H充電設備（充放電設備）・E V充電設備明細（専有部）	写し	該当	V 2 H充電設備（充放電設備）または、E V充電設備を専有部に導入する場合、提出すること
	16. V 2 H充電設備（充放電設備）・E V充電設備明細（共用部）		該当	V 2 H充電設備（充放電設備）または、E V充電設備を共用部に導入する場合、提出すること
	財務諸表・決算短信表等の写し		必須	面近3ヶ月を提出 ※共同申請の場合は全申請者分 (個人事業主の場合は確定申告書類の写し)
⑤土地登記簿等	土地登記簿謄本（登記情報提供サービスの出力）	写し	必須	・発行日から3か月以内のもの ・交付申請時に未登記の場合は、土地所有者の確認ができる書類 (購入契約書の写し等) を提出すること
⑥建物図面	建物案内図	自由	必須	・設備工事ごとに編集しカラー印刷 (例) 空調設備・機器表・設備設置図
	建物配置図	自由	必須	・平面図に部屋番号を記入すること
	建物平面図・各階平面図	自由	必須	・補助対象設備を平面図に明示すること
	建物立面図	自由	必須	・「建物立面図」には太陽光搭載壁面に太陽光パネルの容量を明記する。 もしくはパネル割付図を提出すること
	断面図または矩形図	自由	必須	
⑦追加補助設備に係る書類	平面図（兼設備設置図）	自由	該当	・直交集成板（C LT）、地中熱ヒートポンプ・システム、P VTシステム、又は 液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合、提出すること ・補助対象となる建材又は設備について設置場所を記入すること
	システム構成部材一覧	自由	該当	・直交集成板（C LT）、地中熱ヒートポンプ・システム、P VTシステム、又は 液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合、提出すること ・導入する建材又は設備の部材名、X-カーブ、数量、単位を記入すること
	システム構成図	自由	該当	・直交集成板（C LT）、地中熱ヒートポンプ・システム、P VTシステム、又は 液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合、提出すること ・イラストや構成図等を用いて、システム全体を表現すること
	V 2 H充電設備（充放電設備）・E V充電設備カタログ	自由	該当	・V 2 H充電設備（充放電設備）または、E V充電設備を導入する場合、提出すること ・補助対象となる設備のカタログ又はWebカタログの表紙と該当設備が記載されているページ ・カタログには、該当設備が記載されたページに表記を貼り、型番に蛍光ペン等でマークを 入れること
	V 2 H充電設備（充放電設備）・E V充電設備見積明細	自由	該当	・V 2 H充電設備（充放電設備）または、E V充電設備を導入する場合、提出すること ・充電設備本体の価格が確認できること ・見積書は宛先、発行元、発行日が確認できること
	リース契約書（案）	自由	該当	・蓄電システム、太陽熱利用温水システム、V 2 H充電設備（充放電設備）、 E V充電設備をリース契約する場合、提出すること ・リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること
	現在事項全部証明書（登記情報提供サービスの出力）	写し	必須	発行日から3か月以内のもの ※個人等の場合は公的機関発行の本人確認ができる書類 (運転免許証の写し等) を提出 ※共同申請の場合は全申請者分
⑨その他		自由	該当	その他申請に必要な書類がある場合
⑩データ提出			必須	データをSII宛てにメールで提出すること

提出区分 : 必須 提出必須 該当 該当する場合は提出必須

※確定申告書を送付する場合には、マイナンバー部分を黒塗りした上で送付すること。
(マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、S IIにて黒塗り等の処理を行う)

交付申請書及び添付書類の入力例

様式第1 交付申請書

様式第1

本書類は、入力シートより転記される

2022年6月18日

公募期間内の日付
であること

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 村上孝 殿

〒123 - 4567

申請者1 住所 東京都○×区▽□町1-2-1

名 称 ●▲不動産株式会社

押印不要

代表者等名 代表取締役 環境 太郎

生年月日 年 月 日

個人申請の場合は
「代表者等名」は空欄であること生年月日は個人申請
のみ入力すること

令和4年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO2化促進事業)

交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(集合住宅の省CO2化促進事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業)交付要綱(令和4年4月1日環地温発第22033019号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

様式第1 交付申請書

記

本書類は、入力シートより転記される

1. 申請する補助事業

令和4年度 低層ZEH-M促進事業

2. 補助事業の名称

△○□アパート 低層ZEH-M促進事業

補助事業の名称が入力されていることを確認すること

3. 補助事業の実施計画

別添による

補助金申請額が正しく算出されていることを確認すること

4. 補助金交付申請額

補助金交付申請額

2,670,000 円

5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分（別紙1）

6. 補助事業の開始及び完了予定日

完了予定日が入力されていることを確認すること

(1) 開始年月日

交付決定日

(2) 完了予定年月日

2022 年 12 月 10 日

最終事業完了予定日

2022 年 12 月 10 日

（注）この申請書には、以下の書面を添付すること。

暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）

役員名簿（別紙3）

その他一般社団法人環境共創イニシアチブが指示する書面

（備考）用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

別紙1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(別紙1)

本書類は、補助金額算出表
より転記される

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(単位：円)

補助対象 経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率 (参考値)	補助金の額 (参考値)
設計費	—	—	定額	300,000
設備・工事費	—	—		2,100,000
蓄電システム (設備費)	—	—	定率または定額 (補助金算出額に 1,000円未満の 端数が生じた場合は これを切り捨て)	270,000
追加補助対象となる 設備等 (設備・工事費)	—	—		0
合計	—	—	—	2,670,000

※補助金の額（補助金算出額の合計に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て）

「8-1. 補助金額算出表 その1」と「8-2. 補助金額算出表 その2」を入力すると、
「1年目」の補助金の額が自動転記される

(備考) 用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

別紙2 暴力団排除に関する誓約事項

(別紙2)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（備考）用紙は日本産業規格A4とし、縦位置とする。

別紙3 役員名簿

(別紙3)

法人申請の場合のみ提出

2022年6月18日

役員名簿

役員名簿

商業登記簿に記載
されている役職と
一致させること

商業登記簿に記載されている役員全員分を抜けなく入力すること

記入上の注意に沿って
入力すること

(注1) 申請者が個人の場合は不要とする。ただし、リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること

(注2) 役員名簿については、氏名カナ（全角、姓と名の間を全角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間を全角で1マス空け）、生年月日（全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角）、会社名及び役職名を記載する。また、外国人については、氏名漢字欄は商業登記簿に記載のとおりに記入し、氏名カナ欄はカナ読みを記入すること。

(備考) 用紙は日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

誓約書

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 村上孝 殿

令和4年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(集合住宅の省CO2化促進事業)
誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に提出するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、一切異議は申し立てません。

- 1. 交付申請**
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者の役割及び要件等について確認し、了承している。
- 2. 暴力団排除**
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
- 3. 交付決定前の事業着手の禁止**
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象となならないことを了承している。
- 4. 重複申請の禁止**
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
- 5. 申請の無効**
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
- 6. 個人情報の利用**
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
- 7. 申請内容の変更及び取下げ**
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
- 8. 現地調査等の協力**
補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
- 9. 事業の不履行等**
申請者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
- 10. 免責**
SIIは、ZEHデベロッパー、補助事業者（補助事業を行おうとするもの）、申請実務協力者、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
- 11. 事業の内容変更、終了**
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。
- 12. 複数年度事業について**
本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではないことを了承している。翌年度以後において公募予算額を超える申請があった場合には、補助金額が減額される（状況によっては交付決定されない）場合がある。その場合でも、原則、竣工まで事業を継続すること、及び、途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となる場合があることを了承している。

本書類は、入力シートより転記される

上記を誓約し、申請内容に間違이がないことを確認した上で署名します。

2022年 6月 18日

申請者1

名称

●▲不動産株式会社

代表者等名

代表取締役

環境 太郎

押印不要

1. 申請者の詳細

実施計画書

本書類は、入力シートより転記される

1. 申請者の詳細

(1) 申請者概要

申請者1

ふりがな	まるさんかくふどうさんかぶしきがいしゃ	
法人名又は氏名	●▲不動産株式会社	
法人番号(13桁)	1111111111111	
代表者役職	代表取締役	
ふりがな	かんきょう たろう	
代表者名	環境 太郎	
住 所	〒 123 - 4567	
	東京都○×区▽□町1-2-1	
電話番号	03 - 0000 - 0000	
E-MAIL(個人のみ・キャリアメール不可)		

申請者2

ふりがな		
法人名又は氏名		
法人番号(13桁)		
代表者役職		
ふりがな		
代表者名		
住 所	〒 -	
電話番号	- -	
E-MAIL(個人のみ・キャリアメール不可)		

(2) 本事業に関与するZEHデベロッパー登録情報

ZEHデベロッパー登録名称	▲▲▲建設株式会社	補助事業に関与するデベロッパーの情報であることを確認する
ZEHデベロッパー登録番号	ZEHM00-00000-DC	

(3) 申請者内の担当者情報

申請者1

法人名	●▲不動産株式会社	
所属部署	×○支店 マンション事業部	
担当者役職	課長	
ふりがな	かんきょう じろう	
担当者名	環境 次郎	
住 所	〒 123 - 4567	
	東京都×○区△△町1-2-3	
電話番号	03 - 0000 - 0001	
携帯電話番号	080 - 0000 - 0002	
E-MAIL	aaa@bbb.co.jp	

法人申請の場合は申請者内の担当者情報が
入力されていることを確認すること

1. 申請者の詳細

申請者2	代表担当者	
法人名		
所属部署		
担当者役職		
ふりがな		
担当者名		
住 所	〒 -	
電話番号	- -	
携帯電話番号	- -	
E-MAIL		

(4) 申請実務協力者(公募要領P38(3)に該当する場合)

法人名	▲▲▲建設株式会社	補助事業に関与する ZEHデベロッパーであること
所属部署	ZEH-M推進部	
担当者役職	企画課長	
ふりがな	まるまる さぶろう	
担当者名	●● 三郎	公募要領P38(3)に該当する場合、 申請実務協力者が入力されていること
住 所	〒 135 - 6789	
	東京都××区○○町5-6-7	
電話番号	03 - 0000 - 0003	
携帯電話番号	080 - 0000 - 0003	
E-MAIL	saburo@marumaru.co.jp	

(5) 事業者の実務実績に関する事項

申請者1

事業報告期間	2021 年 1 月 1 日 ~ 2021 年 12 月 31 日
資産合計(円)	x,xxx,xxx,xxx
負債合計(円)	x,xxx,xxx
純資産合計(円)	x,xxx,xxx,xxx
売上高(円)	xxx,xxx,xxx
経常利益(円)	xx,xxx,xxx
当期純利益(円)	xx,xxx,xxx

法人申請の場合、直近1年分の
財務状況が入力されていること
(個人申請の場合は入力不要)入力シートより
転記される

申請者2

事業報告期間	年 月 日 ~ 年 月 日
資産合計(円)	
負債合計(円)	
純資産合計(円)	
売上高(円)	
経常利益(円)	
当期純利益(円)	

他の補助金の活用有無が入力さ
れていること

(6) 他の補助金に関する事項

他の補助金の有無	無し
他の補助金名	
他の補助金名	
他の補助金名	

補助金名は正式名称を省略せずに
入力されていること「COOL CHOICE賛同登録」を行
いその旨をチェックすること

(7) COOL CHOICE賛同登録

申請者1

<input checked="" type="checkbox"/> 政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行いました。
申請者2
<input type="checkbox"/> 政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行いました。

本項目は
直接入力

2. 全体概要

2. 全体概要は、A4カラーで印刷すること

2. 全体概要

① 申請者概要

事業期間区分	単年度事業	事業全体の完了予定期	2022年12月
補助事業の名称	△○□アパート低層ZEH-M促進事業		

② 本事業に関するZEHデベロッパー

登録名称	▲▲建設株式会社	登録番号	ZEHM00-00000-DC
------	----------	------	-----------------

③ 建物概要

建設予定地	東京都○×○区 □× 3-4-5					
建物用途	共同住宅	住棟の種別	賃貸	構造	木造(軸組工法)	外皮の有無 無し
地域区分	6	住戸数	6戸			
階数	全体	地下 0階 地上 2階		全体床面積 220.50	住宅部分 198.72 m ² 住戸平均 33.12 m ²	住宅共用部等 21.78 m ² 床面積 m ²
	住宅部分	地下 0層 地上 2層			0.00 m ²	

④ 建物性能

外皮平均熱貫流率(UA値)	住戸平均	0.58	最大	0.60	最小	0.54
再生可能エネルギー等を含む一次エネルギー消費削減率(住戸)	105 %		外皮総面積に対する開口比率		4.25 %	
8地域における要件	□ 通風の積極利用 □ その他		□ 最上階の屋上断熱強化 □ 屋上緑化、壁面緑化			
太陽光パネルの設置の有無	有り	公称最大出力の合計 16.58 kW	分配方法	専有部住戸配分数 6戸 供給住戸割合 100.0 %	容量の合計 14.58 kW	
V2H充電設備(充放電設備)	台数 0台	設置場所	EV充電設備	台数 0台	設置場所	
蓄電システム導入の有無	有り	地中熱ヒートポンプ・システム導入の有無 無し	PVTシステム導入の有無 無し	液体集熱式太陽熱利用システム導入の有無 無し		

⑤ 一次エネルギー計算

一次エネルギー消費量				
設備用途区分		設計値(MJ/年)	基準値(MJ/年)	削減量(MJ/年)
専有部	空調	暖房		
		冷房		
	換気			
	照明			
共用部	給湯			
	空調			
	換気			
	照明			
	昇降機			
エネルギー利用効率化設備	コージュネ	総発電量		
		自家消費量		
		控除量		
		売電量		
		逆潮流		
	太陽光発電	総発電量		
その他エネルギー(専有部・共用部合算値)				
計				
再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費削減率				
再生可能エネルギー等を含む一次エネルギー消費削減率				
再生可能エネルギー等(逆潮流分含む)による削減率				
再生可能エネルギー(太陽光発電のみ)による削減率				
ZEH-Mの種類				『ZEH-M』

⑥ エネルギー管理体制

チェックすること	内容を確認しチェックすること
■ 住棟全体のエネルギー使用状況を一元管理し、SIIに報告できる体制を有している。(住棟全体のエネルギー管理をサービス等に一括委託する体制も可)	

⑦ 入居者募集時、不動産物件情報等掲載時の表示

チェックすること	内容を確認しチェックすること
■ 補助対象建築物の入居者募集広告や不動産物件情報の掲載を行う際に、BELS評価書等及びZEH-Mマークの表示を行う。(住宅等の場合は公募要領P20に沿った内容を実施する)	

3. 住戸一覧

3. 住戸一覧

補助事業の名称

△○□アパート低層ZEH-M促進事業

1) 住棟情報

外皮平均熱貫流率 (住戸平均値) (UA値)	<u>0.58</u>	住棟の一次エネルギー消費削減率 (創エネ含む)(%)	<u>105</u> %
床面積の合計(m ²)	<u>198.72</u>	専有部太陽光発電容量の合計(kW)	<u>14.58</u>

2) 住戸内訳

番号	階数	住戸番号 (部屋番号)	分譲・ 賃貸の 区分	床面積(m ²)	各住戸の 外皮平均 熱貫流率 (UA値)	各住戸に配する 太陽光発電パネルの 発電容量 (kW)	追加補助対象となる設備等の導入有無または台数				設備 タイプ
							蓄電 システム	V2H充電設備 (充放電設備)・ EV充電設備 (台)	地中熱 ヒートポンプ・ システム	PVT システム	
1	1	101	賃貸	33.12	0.60	2.43					a
2	1	オーナー宅の場合 「その他」を選択すること			0.54	2.43					a
3	1	オーナー宅の場合 「その他」を選択すること			0.60	2.43					a
4	2	201	賃貸	33.12	0.60	2.43	有り				b
5	2	202	賃貸	33.12	0.54	2.43	有り				b
6	2	203	賃貸	33.12	0.60	2.43	有り				b

メソネットタイプの場合、
該当する階数を入力
(「1, 2」等)

導入する設備の組み合わせごとに
「11～16の設備明細」を作成の上、
各住戸の設備導入有無や台数を入力すること

補助対象住戸全住戸の住戸番号を付番して
一覧にすること
230戸以上ある場合は、SIIへ相談すること

10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											

(別添)設備タイプ別設備仕様書

完了実績報告時にはプルダウンより
「(別添)設備タイプ別設置報告書」を選択し、右側を入力すること

(別添)設備タイプ別設備仕様書

補助事業の名称

△〇〇アパート

低層ZEH-M促進事業

設備タイプ

b

設備タイプb:蓄電システム「有」の例

補助事業の名称を入力すること

交付申請時

実績報告時(最終年度)

① 空調設備

I. 個別エアコン

設置場所	エネルギー消費効率の区分	メーカー名	
主たる 居室	い		
その他の 居室	一		

右側の「実績報告時(最終年度)」の列は、
交付申請時には入力不要

II. ヒートポンプ式セントラル空調システム

設置場所	メーカー名	型番

III. 温水式暖房(床暖房、パネルラジエーター等) 暖房専用熱源機か兼用熱源機かを選択すること

設置場所	放熱機の種類	専用 兼用	熱源機の種類	メーカー名	型番
主たる 居室					
全ての 居室					

② 換気設備(24時間換気に使用する全ての換気設備を記入すること)

種類	台数	メーカー名	型番
ダクト式第三種換気	1		

③ 給湯設備

種類	効率			メーカー名	型番	効率				
	電気	ガス				電気	ガス			
	年間給湯 (保温)効率	エネルギー 消費効率(%)	モード熱効率(%)			年間給湯 (保温) 効率	エネ ルギー 消費効率 (%)	モード 熱効率 (%)		
ガス潜熱回収型給湯機		94								

内容を確認しチェックすること

④ 照明設備

<input checked="" type="checkbox"/> BELS評価書のエネルギー計算と一致した照明を設置する

⑤ エネルギー計測装置

導入が無い場合は、
「無し」を選択すること

HEMSの導入の有無	メーカー名	型番
無し		

⑥ 蓄電システム(蓄電システムの設備仕様詳細は、「9. 蓄電システム明細」へ入力すること)

蓄電システム導入の有無	メーカー名	パッケージ型番※	メーカー名	パッケージ型番※
有り	□□〇〇	ABC-AB123		

※パッケージ型番はSHのHP上で確認すること

4. エネルギー計測計画図

4. エネルギー計測計画図

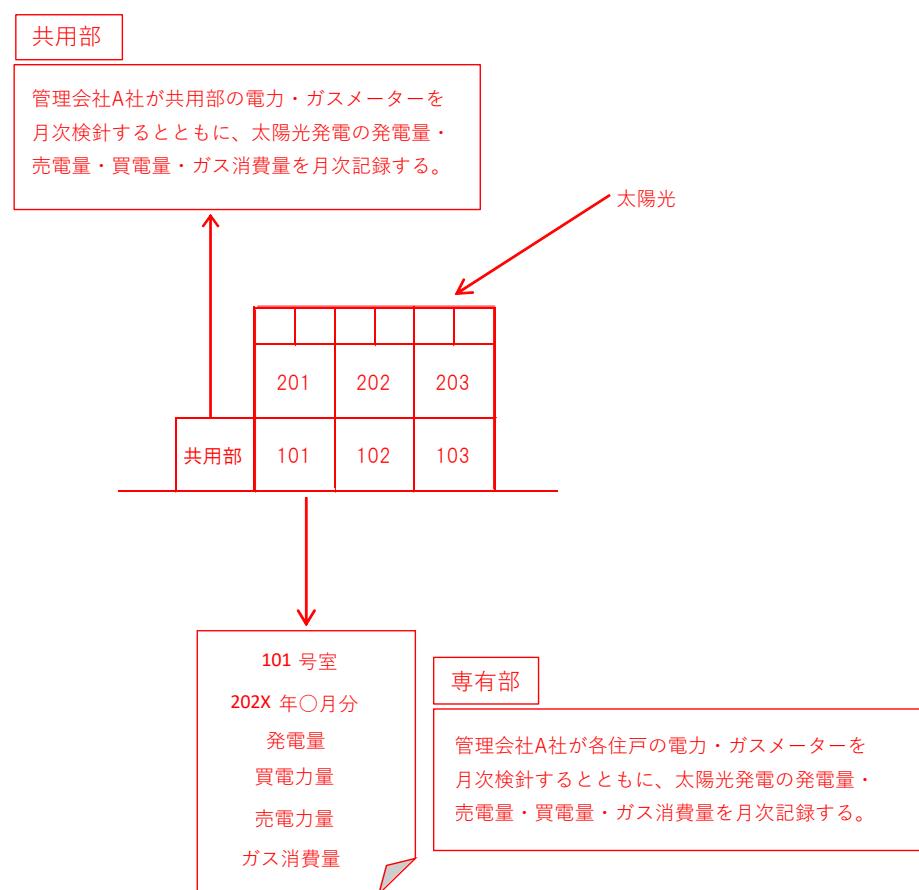
(1) 計測計画図

各住戸に一对のPVとPCSと実装し、個別に系統連系する計画の場合の例

○MEMS、HEMSを導入する事業は、計測記録項目と記録方法、データ集約の方法等を具体的に記載すること。

○MEMS、HEMSを導入しない事業は、電力量・ガス消費量の計測記録方法を具体的に記載すること。

<MEMS、HEMSを導入しない場合の記入例>



共用部 + 専有部 を管理会社A社が集約して補助事業者に提出。

補助事業者からSIIに定期報告する旨を明示すること

該当項目を選択する

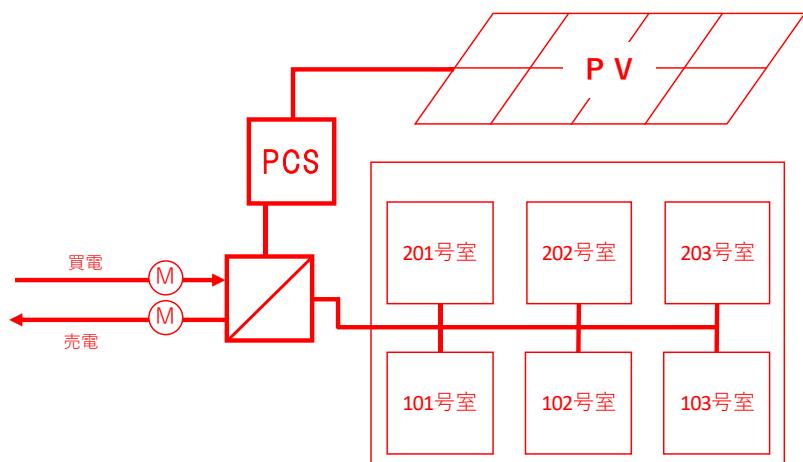
(2) 各住戸への太陽光発電システムによる創電力分配方法

該当する項目を選択し、具体的な分配計画を図示する

	項目	選択
1	住棟全体で一括受電し、創電力と買電力を合わせて各戸に分配する計画(A)	
2	各住戸に一对のPVとPCSと実装し、個別に系統連系する計画(B)	●
3	その他	

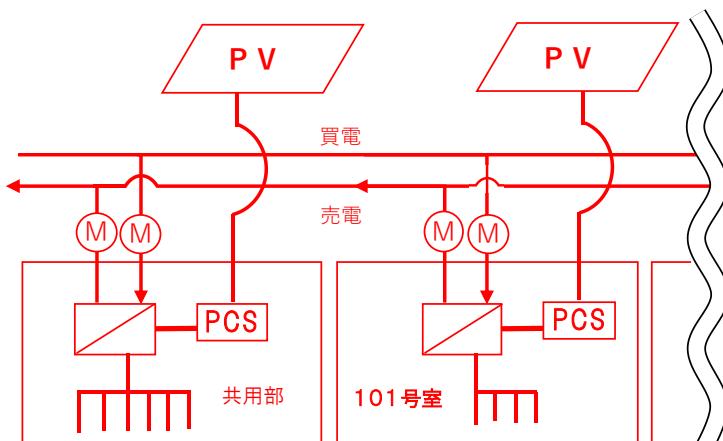
各住戸への創電力分配図

【記入例1】住棟全体で一括受電し、創電力と買電力を合わせて各戸に分配する計画の例



選択した項目の詳細を具体的に図示する

【記入例2】各住戸に一对のPVとPCSと実装し、個別に系統連系する例



以下、全住戸（または、一部住戸）において同様の分配方法

全住戸への配分なのか、一部住戸への配分なのか、申請実態に合わせて図を作成すること

5. 事業予定 6. 定期報告及び設備の保守に関する事項

5. 事業予定

1) 事業全体の予定

当該年度の事業着手日	交付決定日
BELS評価書取得予定日	2022 年 8 月 1 日
検査済証取得予定日	2022 年 12 月 10 日
建物登記事項証明書取得予定日	2022 年 12 月 25 日
事業主から購入者への引渡し開始予定日(分譲事業のみ入力)	年 月 日

※単年度の場合は中間報告までに必ず取得すること
複数年度の場合は事業完了前に必ず取得すること

完了実績報告書提出期日
までに必ず取得すること

※最終年度の事業完了までに必ず取得すること

※最終年度の完了実績報告書提出までに必ず取得すること

分譲の場合は
入力すること

2) 事業に係る設計者等情報

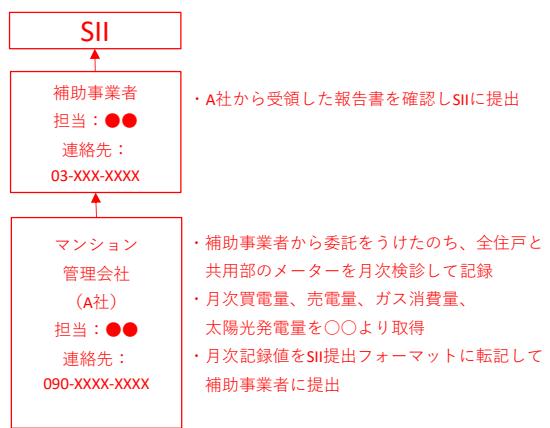
設計者	法人名称	株式会社○○設計事務所	代表者名	○○四郎	事業内容	建築設計
	住所	〒 159 - 0939 ○○県○○市○○町2丁目3番4号				
建築施工者	法人名称	▲▲▲建設株式会社	代表者名	□□五郎	事業内容	建設業
	住所	〒 135 - 6789 東京都××区○○町5丁目6番7号				

6. 定期報告及び設備の保守に関する事項

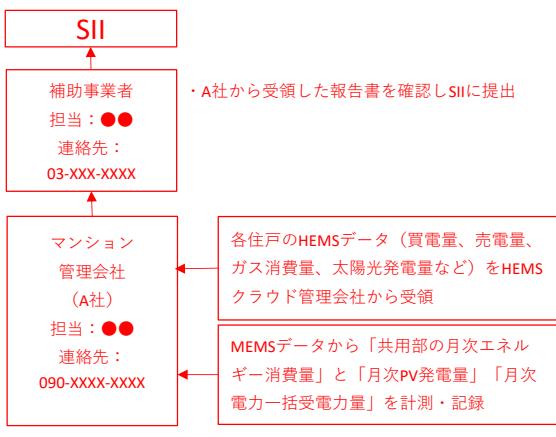
エネルギー計測記録体制

*定期報告を実施するための体制（データの収集、集計等を含む）を記入する。

記入例① 管理会社に集約業務を委託する体制図の例 (HEMS、MEMSを導入しないケース)

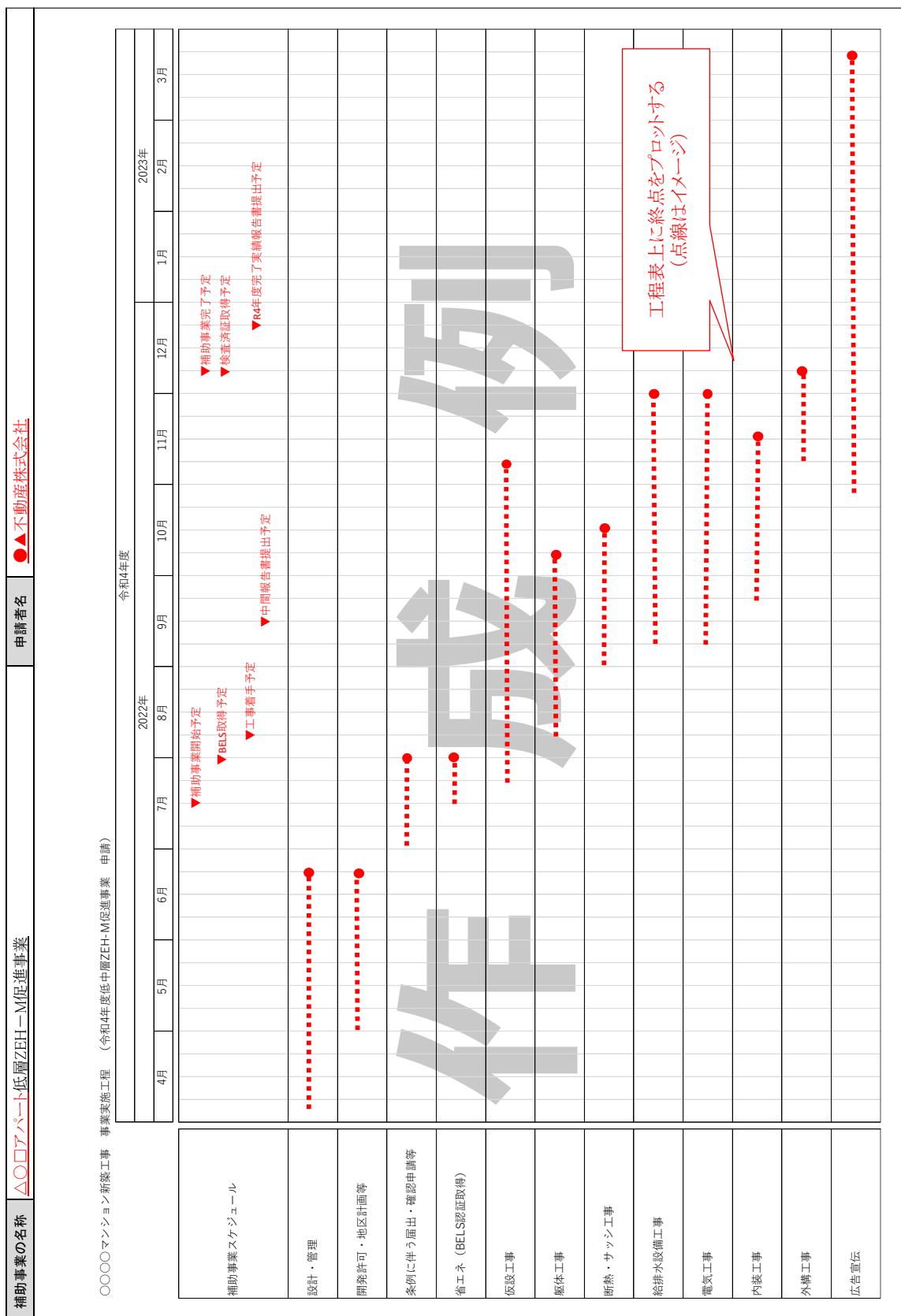


記入例② 管理会社に集約業務を委託する体制図の例 (HEMS、MEMSを導入するケース)



補助事業者からSIIに定期報告する旨を明示すること

7. 工程表



8-1. 補助金額算出表 その1

8-1. 補助金額算出表 その1

「1) 年度ごとの補助金額まとめ」は、
「2) 住戸ごとの補助対象の内訳」を入力すると、自動計算される

補助事業の名称

△○□アパート低層ZEH-M促進事業

1) 年度ごとの補助金額まとめ

	BELS評価書の取得に係る 補助金額(円) (a)	強化外皮に係る 補助金額(円) (b)	高性能設備に係る 補助金額(円) (c)	設備費・工事費合計(円) (d)=(b)+(c)	蓄電システムに係る 補助金額(円) (e)	合計(円) (g)=(a)+(d)+(e)
1年目	300,000	900,000	1,200,000	2,100,000	270,000	2,670,000
2年目	0	0	0	0	0	0
3年目	0	0	0	0	0	0
合計	300,000	900,000	1,200,000	2,100,000	270,000	2,670,000

2) 住戸ごとの補助対象の内訳

番号	階数	住戸番号 (部屋番号)	BELS評価書の取得に係る 補助金額 (定額5万円/戸)	強化外皮に係る補助金額 (定額15万円/戸)	高性能設備に係る 補助金額 (定額20万円/戸)	蓄電システム	
						補助金額(円)	導入年度
1	1	101	1年目	1年目	1年目		
2	1	102	1年目	1年目	1年目		
3	1	103	1年目	1年目	1年目		
4	2	201	1年目	1年目	1年目	90,000	1年目
5	2	202	1年目	1年目	1年目	90,000	1年目
6	2	203	1年目	1年目	1年目	90,000	1年目
7							
11							
12							
13							

8-1. 補助金額算出表 その1

複数年度事業の場合

補助事業の名称

△○□アパート低層ZEH-M促進事業

1) 年度ごとの補助金額まとめ

	BELS評価書の取得に係る 補助金額(円) (a)	強化外皮に係る 補助金額(円) (b)	高性能設備に係る 補助金額(円) (c)	設備費・工事費合計(円) (d)=(b)+(c)	蓄電システムに係る 補助金額(円) (e)	合計(円) (g)=(a)+(d)+(e)
1年目	300,000	0	0	0	0	300,000
2年目	0	900,000	1,200,000	2,100,000	270,000	2,370,000
3年目	0	0	0	0	0	0
合計	300,000	900,000	1,200,000	2,100,000	270,000	2,670,000

2) 住戸ごとの補助対象の内訳

番号	階数	住戸番号 (部屋番号)	BELS評価書の取得に係る 補助金額 (定額5万円/戸)	強化外皮に係る補助金額 (定額15万円/戸)	高性能設備に係る 補助金額 (定額20万円/戸)	蓄電システム	
						補助金額(円)	導入年度
1	1	101	1年目	2年目	2年目		
2	1	102	1年目	2年目	2年目		
3	1	103	1年目	2年目	2年目		
4	2	201	1年目	2年目	2年目	90,000	2年目
5	2	202	1年目	2年目	2年目	90,000	2年目
6	2	203	1年目	2年目	2年目	90,000	2年目
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							

9. 蓄電システム明細

9. 蓄電システム明細

I. 補助対象蓄電システム

1) 補助事業名

補助事業名	△○□アパート低層ZEH-M促進事業	補助事業の名称が入力されていることを確認すること
住戸番号(部屋番号)	201	このシートは蓄電システムを導入する住戸ごとに作成し、本項目に住戸番号を入力すること

2) 設備情報

メーカー名	○○○
パッケージ型番	○○○○○○
初期実効容量	4.5
蓄電容量	6.2
PCSのタイプ	専用
PCSの定格出力	5.5
申請可能な導入価格(設備費+工事費)の上限額	961,000
蓄電システム設備費※1 (補助対象費用)	845,000

※1 蓄電システム1台あたりの設備費(見積金額)を入力すること。

蓄電システム工事費※2	98,000	円	蓄電システムの目標価格が表示される
-------------	--------	---	-------------------

※2 蓄電システム1台あたりの工事費(見積金額)を入力すること。

蓄電システム 設備費+工事費	943,000	円	設備費と工事費の合計が目標価格以下であること
導入台数	1	台	(III)
補助金の算出額(1kWhあたり)	20,000	円	(IV) 同一住戸内に同一機器を複数導入する場合はその数量を入力すること

3) 補助金の算出

初期実効容量(合計)	4.5	kWh	90,000	円	①=(I)×(III)×(IV)
------------	-----	-----	--------	---	------------------

4) 蓄電システムの設備費

補助対象費用の1/3	281,000	円	②=(II)の1/3 千円未満切捨 自動表示
------------	---------	---	---------------------------

蓄電システムの合計金額 (補助対象費用)	281,000	円	③=(III)×②
-------------------------	---------	---	-----------

5) ①、③のいずれか低い金額

蓄電システム導入補助金申請額	90,000	円	④=①,③のいずれか低い金額
----------------	--------	---	----------------

6) (複数種設置した場合のみ)別機種の蓄電システム補助金申請額 ※該当しない場合は「0」と入力すること

蓄電システム導入補助金申請額※3	0	円	⑤ 千円未満切捨
------------------	---	---	-------------

※3 蓄電システムを複数種設置した際は、このシートをコピー、I. 1)～5)まで入力し、自動表示された④蓄電システム導入補助金申請額を当欄に入力すること。

7) 蓄電システム導入補助金合計申請額

補助金合計申請額	90,000	円	⑥=④+⑤
----------	--------	---	-------

II. 補助額上限

補助額上限	200,000	円	⑦
-------	---------	---	---

III. 災害時の電源確保

災害時の電源確保に配慮した 4kWh以上の蓄電システムの場合の加算※4	0	円	⑧
--	---	---	---

※4 該当する住戸の場合は40,000円を選択入力すること

IV. 合計

蓄電システム導入補助金申請額	90,000	円	=⑥,⑦のいずれか低い金額+⑧
----------------	--------	---	-----------------

6章 申請書提出先及び問合せ先

6 申請書提出先及び問合せ先

申請書提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の会社名・担当者氏名・電話番号を明記し、内容物欄にチェックをした上で**梱包等に貼り付けて**提出すること。
複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記すること。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複数枚提出すること。
なお、申請書の提出先は、事業によって異なるため、他の事業には絶対に使いまわさないこと。

申請書提出先シート		使用例
〒104-0061	※あてはまる内容物に チェックをしてください	
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階	<input type="checkbox"/> 交付申請書	
一般社団法人 環境共創イニシアチブ	<input type="checkbox"/> その他の書類	
『令和4年度 低層ZEH-M(ゼッチ・マンション)促進事業』	複数申請の場合	
会社名 _____	申請 書数 _____	件
担当者氏名 _____	電話番号 _____	

(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意すること。
- ② SIIからZEHデベロッパーに対して申請書を受け取った旨の連絡はしない。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付すること。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意すること。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意すること。

(3) 申請書エクセルデータ送付先

環境共創イニシアチブ 低層ZEH-M担当宛

メールアドレス:zeh-m_datapost@sii.or.jp

・交付申請書様式のエクセルデータをメール添付しSIIに送付すること。

なお、P38「(2)交付申請」に記載の**交付申請書類(正)**の受理をもって申請受付とするため注意すること。

- ① メール件名
「【R4低層ZEH-M】交付申請書エクセルデータ提出」とすること。
- ② メール本文
本文中に申請者氏名等の個人情報を記載しないこと。
- ③ 複数の事業を申請する場合
申請する事業ごとにメール作成すること。
- ④ データサイズ
データサイズが大きい場合は、メールを分けて送信しても構わないが、その際はメール件名に通し番号を振ること。
※申請者情報等の重要データであるため、パスワードの設定や誤送信等に注意すること。

(4) 問合せ先

TEL:03-5565-4533 (10時~12時、13時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号に問い合わせても、一切回答はいたしかねるため、必ず上記の問合せ先に連絡すること。

補助事業の詳細は、SIIホームページをご覧下さい

「低層ZEH－M促進事業」

https://sii.or.jp/moe_zeh_m04/zeh_ml/public.html

TEL 03-5565-4533

【受付時間】平日 10:00～12:00、13:00～17:00